

令和6年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（令和6年3月7日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 第 1        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第 2        | 執行方針（町長・教育長）                         |
| 第 3 議案第23号 | 令和6年度新冠町一般会計予算                       |
| 第 4 議案第24号 | 令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算             |
| 第 5 議案第25号 | 令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算                |
| 第 6 議案第26号 | 令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算             |
| 第 7 議案第27号 | 令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算           |
| 第 8 議案第28号 | 令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算                   |
| 第 9 議案第29号 | 令和6年度新冠町下水道事業会計予算                    |
| 第10 会議案第1号 | 特別委員会の設置について（令和6年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会） |

閉議宣告

◎出席議員（10名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君  | 2番 酒井益幸君  |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君  | 9番 長浜謙太郎君 |
| 10番 武田修一君 | 11番 氏家良美君 |

◎欠席議員（1名）

- 8番 中川信幸君

◎出席説明員

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 鳴海修司君 |
| 副 町 長   | 山本政嗣君 |
| 教 育 長   | 奥村尚久君 |
| 総 務 課 長 | 佐藤正秀君 |
| 企 画 課 長 | 佐渡健能君 |

町民生活課長	谷藤 聡 君
保健福祉課長	島田 和義 君
産業課長	鷹嘴 寧 君
建設水道課長	関口 英一 君
建設水道課参事	寺西 訓 君
農業委員会事務局長	山谷 貴 君
会計管理者兼税務課長	今村 力 君
診療所事務長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	竹内 修 君
町有牧野所長	湊 昌行 君
管理課長	新宮 信幸 君
社会教育課長	工藤 匡 君
総務課総括主幹	小林 和彦 君
企画課総括主幹	下川 広司 君
保健福祉課総括主幹	八木 真樹 君
産業課総括主幹	曾我 和久 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
管理課総括主幹	伊藤 美幸 君
管理課総括主幹	楫川 聡明 君
社会教育課総括主幹	佐々木 京 君
社会教育課総括主幹	坂元 一馬 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長	田村 一晃 君
議会事務局総括主幹	三宅 範正 君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。中川議員は一身上の都合により欠席しております。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。ただいまから、令和6年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、武藤勝因議員、8番、長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、行政執行方針を行います。

はじめに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 令和6年第1回定例会の開会にあたり、令和6年度の町政執行に関する基本的な方針と主要な施策の概要にを申し上げます。

はじめに、1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様方の一刻も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。さて、昨年を振り返りますと、ながきにわたり猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、それまで様々な制約を受けていたものが、以前の姿を取り戻し始めました。当町におきましても中止・縮小していた各種イベントが再開されるなど、賑わいが戻ったことは大きな喜びでありました。しかしながら、社会経済活動が徐々に回復する一方で、エネルギー価格や物価高騰は、私たちの生活や地域経済へ多大な打撃を与えるのみならず、当町の行政運営にも大きな影響を与えております。このような社会情勢の中にはありますが、令和6年度は私の就任2期目の最終年度でありますことから、財源確保を前提としながらも災害対応・住民福祉・観光・教育といった各分野における任期中の懸案事項への対応を含め、課題解消に向けた事業を予算化しております。令和6年度におきましても、町民と議会そして行政が一つとなり、将来を見据えた持続可能な新冠町を作り上げていく所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。第6次新冠町総合計画におけ

る、まちづくりの将来像である、思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまちにいかっぷの実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である、町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んで参りたいと存じます。なお、各分野の具体的な施策については、主要施策の推進の中で述べさせていただきます。

令和6年度の予算編成について概要を申し上げます。令和6年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政状況を踏まえ、財源の確保に最大限努力する一方、今後、取組みを進める行財政改革を念頭に置き、事務事業の必要性、財源の効率的な配分を基本として編成作業を実施いたしました。歳入予算案の概要ですが、自主財源である町税につきましては、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税については増収を見込み、他の税目におきましては、減収を見込んでおりますが、町税全体では、前年度当初予算対比1.0%の増収を見込んでおります。また、最も大きな割合を占める地方交付税のうち、普通交付税については、国が示した令和6年度の地方財源計画や、近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算と同額の25億3800万円を見込んでおります。歳出予算案の概要ですが、令和6年度は、前年度当初予算と対比し8.5%の増となっております。観光施設の整備、災害対応に関する事業、消防車両の購入及び教育関連事業などを新規事業として予算計上を行いました。令和6年度の一般会計予算案の総額は56億6700万円を見込みました。また、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は24億5064万円となり、一般会計を含めた令和6年度当初予算案の総額は、前年度対比9.6%増の81億1764万円を見込んでおります。

次に、主な施策の推進について概要を申し上げます。

1つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりについてです。

はじめに、地域福祉の充実についてです。本年度よりスタートいたします第2期新冠町地域福祉計画では、誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷを基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手といった従来からの関係を超え、人と人、人と社会がつながり、ひとりひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の構築を目指しております。そのため、保健・福祉・介護・医療等さまざまな分野や新冠町社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民それぞれが互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いて頂くため、結婚記念品として、新冠温泉の入浴券とペア・フルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続して参ります。

次に児童福祉の充実につきましては、地域の子育て支援の拡充や、質の向上を高めるため、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年に新冠町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援施策の推進に努めて参りましたが、本計画が令和6年度をもって満了を迎えることから、子育て世代の意見を参考としながら事業の評価・検証を行い、新たな計画を策定して参ります。また、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援業務の充実を図るため、令和4年児童福祉法の改正において母子保健と児童福祉の機能を合わせ持ったこども家庭センターの設置が求められており、当町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討して参ります。妊娠期から子育て期の支援につきましては、安心して出産・子育てのできる環境づくりに資するため、子育て世代包括支援センターや保健センターを核とする母子保健事業の実施や継続的な情報発信、出産・子育て応援給付金の支給のほか、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じられる伴奏型の子育て支援に努めて参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送っていただくため、要介護者等を除く65歳以上の全ての高齢者を対象としたアンケートにより介護予備軍を把握し、介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につながる各種事業への参加につなげるとともに、要介護者には個々の状況に応じた適切な介護サービスの提供や地域の見守り、サポート体制の充実に努め、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごしていただけるよう地域包括支援センターが地域住民や関係者の協力をいただきながら引き続き取り組んで参ります。

次に、障がい者福祉につきましては、障がいや障がいのある人への理解促進に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく、介護・訓練等の障害福祉サービスや移動支援並びに日中一時支援や日常生活用具給付等の各種地域生活支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営される、相談室かけるとの連携により、障がい者の日常生活及び就業に係る相談支援に取り組んで参ります。また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等のある子どもとその家族を支援する、新冠町子ども発達支援センターあおぞらの活動につきましては、職員の専門性の向上に努め、道や関係機関からの支援も受けながら多様な事例に対応してゆく体制を維持して参ります。

次に、町民の皆さんの健康増進や食育推進についてです。特定健診及び各種がん検診事業につきましては、検診の自己負担の無料化や、特定健診の受診対象年齢を40歳から30歳に引き下げる若年健診の普及啓発と受診の促進、生活習慣の見直しや改善に向けた、からだリセット講座の定期的な実施等により、生活習慣病の予防と早期発見・早期介入に努めて参ります。また、食育推進事業につきましては、町民一人ひとりが健康を意識し、健全な食生活を実践できるよう妊娠・授乳期から高齢期までのステージに合わせた食育事業に取り組んで参ります。昨年5月に感染症法上の位置づけが5類となりました新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種の取扱いとなり、接種対象者は65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満で、

心臓・腎臓・呼吸器の機能障害など医師の診断に基づき、接種が必要と認められた方で、接種開始の時期は令和6年秋と示されております。現在、国による接種費用の精査や、これに対する町助成額の検討を進めておりますので、詳細が決定次第、改めて周知をいたします。

次に、国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っており、医療費を北海道全体で賄う仕組みに変わったところあります。

北海道が策定する国保運営方針におきまして、令和12年度を目途に保険料率を統一する方針が示され、また、税の賦課方式につきましても令和9年度までに資産割を廃止した3方式となることが決定しております。当町におきましても統一へ向けてスムーズに移行できるよう税率改正を含めた事務を取り進めて参ります。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多くの町民の皆さんの、かかりつけ医療機関として、ご利用して頂けるよう引き続き努力を続けるとともに、安心安全を大切にする町づくりの一環として、その必要性が強く認められるよう、存在意義のある医療機関を今後も目指しながら、診療所運営を進めて参ります。また、町民ニーズにあった専門外来の充実や多くの出張応援医師の派遣協力を得ながら平日をはじめ休日夜間の急患受入れ体制を維持し、信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安全・安心を確保して参ります。一方、施設の老朽化が著しい国保診療所の改築計画につきましては、資材価格の高騰や労働力不足など、事業費の大幅な増加が見込まれたため、基本計画及び基本設計策定までの業務を終えた時点で事業の進行を中止し、以降に予定していた業務の発注時期は一旦見送ることにいたしました。ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、当面はスプリンクラーの設置や修繕を加えながら現施設にて診療を継続して参りますので、ご理解をお願いいたします。なお、状況変化がございましたら逐次、報告して参ります。

次にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。町は、これまで国のアイヌ政策推進交付金を活用し、ポロシリ生活館や新冠町合葬墓を整備して参りました。今後は、これらの施設を活用してアイヌ文化に対する意識の醸成と保存や伝承の推進、或いは町民の生活文化の向上や社会福祉の増進に努めて参ります。また、新たな交付金の取組として、アイヌ高齢者いわゆるエカシ・フチが尊重される地域共生社会づくりを目的として、アイヌ文化伝承事業を実施するとともに、本交付金を活用するために必要な、新冠町アイヌ施策推進地域計画期間が満了を迎えることから、新冠アイヌ協会と協議を図りながら、新たな計画策定を進めて参ります。

2つ目は、潤いある環境を創出するまちづくりについてです。

はじめに、地球温暖化対策についての町としての取組みについてです。二酸化炭素排出削減による地球温暖化の抑制に係る取組みについては、町有施設と街路灯等のLED化を中心にこれまで推進してきており、特に町内街路灯のLED化率は、99.21%に至りほぼ町内全域をカバーするまでになっています。また二酸化炭素の排出を限りなくゼロに

近づける取組みと言えるゼロカーボンの取組みは、再生可能エネルギーの利用から森林保護の取組みまで幅広い活動であり、国は市町村に対し実行計画の策定を求めています。当町は現在計画の策定を進めており、実行性のある計画の樹立を目指し鋭意努力しているところであります。出来る限り早期に樹立し、議会説明を行う予定としております。脱炭素の取組みは、気候変動緩和と持続可能な未来の実現に向けた大切な取組みと考えており、当町に出来ることを見極め一つ一つ着実に進めて行く所存です。

次に環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクルの推進について、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んで参りました。今後も、ごみ減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底とリサイクル活動の一層の推進に努めて参ります。また、日高中部衛生施設組合において日高中部環境センターの長寿命化方針を決定したことから、構成町である新ひだか町とともに、令和9年度の完成に向け事業を進めて参ります。平成13年度から実施している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を、本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なって参ります。また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響がある場合など一定の基準により、所有者に対して除却費用の一部を助成する、危険空き家等除却補助事業を継続していくとともに、所有者等が確知できない危険空き家対策など様々な課題もあることから、新冠町空き家等対策推進計画の見直しを図り、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進して参ります。火葬場・墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、新たに設置した合葬墓を踏まえながら、今後においても、穏やかに参りができる環境を整えて参ります。

3つ目は、快適で暮らしやすいまちづくりについてです。

はじめに、公営住宅の整備についてですが、本年度も国の交付金事業を活用したひがつら団地外部改修工事及び新冠町住宅リフォーム助成金交付事業を継続して参ります。

次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により、太陽地区道営水利施設等保全高度化事業が継続されることとなっておりますほか、下水道事業につきましては、交付金事業を活用し、マンホールポンプ所などの機械・電気設備の更新事業を継続して参ります。併せて、本年度から上下水道事業の公営企業会計を開始することで、現状の財務状況の詳細な内容を把握することが可能となり、今後予想される地震対策を始め、経営環境の変化に対応するよう努めて参ります。

次に、河川明渠事業につきましては、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、堆積土の除去や立木伐採及び護岸等破損箇所の補修工事並びに排水路の整備工事を適宜行い、引き続き、河川明渠施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、東泊津大富地区を対象に、改良舗装を目的とした道営農村整備事業が継続されることとなっておりますほか、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、道路横断管及び排水施設の改修工事を適宜行い、道路施設

の予防保全、減災対策などに努めて参ります。また、橋梁の長寿命化工事に関しても、交付金事業を活用し、修繕事業を継続して参ります。

次に地域公共交通の確保対策についてです。鉄路の廃止、そして全面バス転換による交通体系となった今、バス交通による公共交通の維持が日高管内7町の共通の課題となっています。しかしながら、人口減少社会、そしてコロナ禍によって減少した利用者、更にはバス事業者が直面する2024年問題は、公共交通の持続性を脅かすものと考えています。管内7町と関係機関は、協議会を構成し、公共交通の利便性向上についてこれまで協議を重ねてきましたが、今後は更に持続可能な公共交通のため何が必要か、今何を為すべきかを共に協議を始める時期にあると考え、これまで以上に新冠町として管内公共交通の維持継続に資する役割を担っていくよう努めて行く所存です。また町内交通体系に目を向けますと、令和5年度において新冠町地域公共交通計画を策定しました。計画においては、現在の町内交通体系を総合的に評価、検証し、乗車空白地帯の解消に向けた取組みを推進することを課題として設定致しました。これは、町内の地域と地域をむすぶ町内交通体系は、効率的な運行の確立が運行の維持、継続につながると考え、地域環境を踏まえた交通体系の最適化に努めて行く所存です。管内各町をむすぶ基幹路線においても、また町内の各地域をむすぶ地域公共交通においても持続的運営の推進がなにより重要なことです。今後も社会情勢、地域環境を適時的確に判断し、効率的な運行体系を確立し、路線の継続に最善を尽くす所存です。

4つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。

本年1月1日に石川県能登半島を震源とした大地震が発生し、甚大な被害が生じました。災害に強いまちづくり、そして平時からの備えの重要性を改めて認識いたしました。当町においても、甚大な被害が発生すると想定されている、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震へ備える必要があります。昨年10月に大地震の発生による災害を想定した総合防災訓練を北海道と合同で実施したところ、多くの町民の方にご参加いただき、町民の皆さまの防災意識の高まりを感じたところであります。令和6年度においては、高台や津波避難場所が無い節婦町地区においては、津波到達時間までに避難を完了することが困難であることから、津波避難施設の整備が急務と判断し、津波避難タワーの建設事業に着手いたします。また、大津波発生を想定した防災避難訓練の実施及び防災にかかる啓発活動の実施により、町民の方の防災意識の向上を図るとともに、あらゆる災害対策を検討し、町全体の防災力の強化に努め、災害に強いまちを築いてまいりたいと存じます。

次に交通安全についてです。交通事故の防止には、ひとりひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がありますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。今後も新冠町交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会や関係機関と連携を図り住みよい町づくりを目指して参ります。



5つ目は、力強く安定した産業づくりについてです。

はじめに、農業の振興についてです。新冠町の基幹産業であります農業の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展をめざし、第7次新冠町農業振興計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んで参ります。新規就農対策では、そ菜園芸農家として、独立就農を目指している農業支援員1名が最終年度である3年目の研修を迎えます。受入農家から専門的な営農技術を習得する最後の期間となりますので、関係団体と共に就農に至るまで支援に努めて参ります。また、就農開始から経験の浅い新規就農者に対しましても、関係団体等によるサポート体制を強化し、早期の経営安定に向けた支援を図って参ります。農業支援員制度を開始して以降、これまでに10名の方が町内で独立就農、1名が雇用就農されており、担い手確保対策として、一定の成果があったものと捉えておりますが、引き続き新規就農希望者の確保に取り組んで参ります。後継者対策につきましては、親元就農に対する農家子弟の営農技術の向上を支援する、農業後継者親元就農奨励金や農業機械免許・資格取得費用に対する助成制度の活用を促すため、PRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農をしていただき、経営継承に繋がるよう支援して参ります。

水稲・畑作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とする国の国営所得安定対策事業の制度見直しに伴い、水田の畑地化が促進されております。安定的な農産物の生産に向け、引き続き制度の周知と円滑な推進に努めてまいります。また、施設園芸作物では農作物の効率的な生育管理と省力化が図られる自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持・拡大に向けて取り組んで参ります。

軽種馬振興につきましては、歩様動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げて参ります。また、ホッカイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策として協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に加え、馬産地新冠のPRに努めて参ります。

酪農振興につきましては、良質な生乳の生産や、ゆとりと潤いのある酪農経営のために乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めてまいります。

肉用牛の振興につきましては、繁殖雌牛の導入支援及び町有牛を活用した受精卵の原価提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の構築に努めて参ります。町有牧野の運営にあたりましては、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく、発生農場に指定されておりますが、汚染区域外となる放牧地においては、預託事業専用の車両を用いるとともに、専用長靴の使用、消毒の徹底等、引き続き感染対策を講じながら事業を実施して参ります。

家畜防疫につきましては、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹

底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の指導と啓発に努めて参ります。

毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けております農作物被害については、近年は増加傾向にあります。その渦中において、ヒグマに関して、町内での出没や目撃の情報が多く寄せられ、昨年の捕獲頭数は過去最高値となりました。現在、国におきましては、クマ類を指定管理鳥獣に追加する方針とし、北海道ではヒグマ管理対策の見直しも進められておりますことから、町としましても、動向を注視し、引き続き、関係機関との連携・協力により有害鳥獣全般の駆除対策に取り組んで参ります。

次に林業の振興についてです。安全な国土の形成や水源の涵養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など、森林が持つ多面的な効果については、国民一人ひとりが広く恩恵を受けるものでございます。町が管理をする町有林におきましては、人工林の多くが成熟し、本格的な主伐期を迎えておりますので、本年度も森林経営計画に基づき伐期を迎えている岩清水・明和地区の皆伐約10haのほか、植林や下刈り、間伐など適切な森林整備に努めて参ります。また、本年度からは、温室効果ガスの削減や自然災害等の防止を図るため、国民一人から1千円を徴する森林環境税が開始されます。これにより、森林整備の財源となる森林環境譲与税の増加が大きく期待できますことから、有効に活用すべく私有林の管理作業のほか、林道や治山施設の維持に要する一般財源として、私有林の持続的発展に努めて参ります。

次に水産業の振興についてです。水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。沿岸漁業を主体とする当町にとりましては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源の回復や生産増大に向けた取り組みを継続的に行うことが肝要です。令和3年9月に発生した赤潮被害につきましては、発生から2年以上が経過しましたが、未だ全容の解明には至っておりません。引き続き、タコとツブを対象魚種とする資源量調査に取り組み、漁場の回復状況の把握に努めて参ります。また、北海道や関係団体等との連携により実施をしているタコ産卵礁設置事業やホッキ最小貝の放流事業、マツカワの稚魚放流事業につきましても継続的に実施し、資源の育成・管理に努めて参ります。

また、観光振興に目を向けますと、コロナ禍から解放された社会は、これまでの反動から多くの観光地では活況を呈し、コロナ禍前の観光客数に迫る勢いとなっています。当町においても主だった観光施設の入込みは増加傾向にあり、今後の更なる増加に期待を寄せている次第です。今後は、日高自動車道新冠インターチェンジの開通が当町への人流をどのように変えるのか期待を膨らませるばかりですが、さまざまな変化をしっかりと受けとめ、町の将来に向けた観光施策を推進して行く所存です。

次に、商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業者の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため町は商工会が行う経営改善事業や起業活動への

取組み事業を支援することで商工業振興を図って参ります。

6つ目は、郷土を愛し生きる力を育む人づくりについてです。

はじめに、教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である、新冠町教育大綱に掲げる基本理念、生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育を推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育環境の充実を図って参ります。

次に、幼・小・中教育の充実についてです。認定こども園ド・レ・ミにおいては、引き続き安全安心で最優先し、適切な保育教諭の配置と施設環境を整備するとともに、幼小中の連携や接続を意識した教育・保育活動の充実と家庭や地域と連携した、こども園運営を支援して参ります。小中学校においては、学習指導要領に応じた授業づくりやICTを活用した授業づくりを進めるために、引き続き施設環境整備を支援していくほか、各教室へエアコンを整備することで、適切な教育環境の維持に努めます。また、統合を迎えた小学校については、これまで教育環境の改善のため配置しておりました、町費負担教諭2名を当面新冠小学校へ配置し、統合後の児童の不安解消や授業改善へ取り組むほか、各校学年毎に学習支援員を配置し、教育環境の充実を支援して参ります。

次に、生涯教育の充実についてです。社会教育におきましては、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会の実現を目指し、町民憲章とReの精神を意識しながら、持続可能な社会を目指した質の高い教育の推進を図るために、それぞれの世代を対象とした様々な学習や体験の機会を展開してまいります。また、レ・コード館をはじめとした各種社会教育施設では、施設機能を十分に生かしながら生涯学習の場を提供するとともに、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めて参ります。また、5年度末をもって閉校となる朝日小学校は、朝日地域交流センターとして生まれ変わります。朝日地域交流センターは、地域の集会施設、町の防災拠点、スポーツ活動の場、そして文化芸術と町外からの事業進出機会創出の施設として幅広く町内外の多くの方々に利用されるよう管理運営を町が担うこととします。朝日小学校は、これまで学び舎として多くの子ども達の成長を見守ってきましたが、今後は町の多目的施設として朝日の森という愛称と共に多くの方々に愛される施設となるよう利活用の促進に努める所存です。

最後に、自立したまちづくりについてです。

まちづくりの推進は、町民の皆さんと互いの立場を尊重し、信頼し、そして協働して行うことが大切です。そのためには町民皆さんにまちづくりの現状について説明し、構想段階にあるものについては意見をいただき、反映させることができる意見は反映させることに努めることで、まちづくりの透明性が確保され、更には公正性の樹立につながるものと考えるところです。町はこれまで各自治会との町政懇談会、そして社会教育団体等との懇談によって町民の声の聞き取りに努めてきており、今後においてもさまざまな創意工夫によって町民参加と協働のまちづくりを推進していく所存です。社会全体を覆う人口減少・

少子高齢化の進行は、当町においても例外ではありません。町は、定住・移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口の確保につながる施策の展開を行っていますが、今後もより一層の推進を図ると同時に、多くの老朽化した公共施設の維持管理や更新費用の増加が見込めることに加え、人口減少に伴う地方交付税の減少など、今後さらに厳しい財政状況が予想されるなか、将来にわたって持続可能な町づくりを展開するためには、健全な財政の確立が何より重要であります。令和6年度においては、財政計画に基づき、収支改善のための方針を具現化するための実行計画、行財政改革アクションプランを成案化させ、具体的な取組みを行う予定としております。この行財政改革は、当町が、持続可能なまちづくりを展望する上で必要な取り組みであるとともに、町の行財政を安定的に運営することは、山積する課題解決の上でも喫緊の課題であり、私どもが常に改善・改革の意識を持ち続けることが、新冠町の持続可能性を高めるものと考えております。今後も限られた財源で町民の皆さまの視点に立った、効率的かつ質の高い行政サービスを提供すべく関係者皆様のご理解とご協力を得ながら、新たなまちづくりを進めて参りたいと存じます。

以上、令和6年度の行政執行に臨むにあたっての、私の所信と主な施策について述べさせていただきました。新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、能登半島地震等の大規模な自然災害など、生命の尊さや、当たり前の日常の有難さを痛感させられる重大な事象が国内外で相次いでおります。このような社会情勢や環境の変化により、これまでの常識が覆され、人々の価値観が変化する中、行政には乗り越えるべき多くの課題がありますが、私は、当町の将来のために必要な取組を着実に実施してまいります。結びにあたりまして、議員各位をはじめ、町民の皆さまにおかれましては、町政運営により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政執行方針が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再会 午前11時 5分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、教育行政執行方針を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 令和6年第1回定例会の開会にあたり、令和6年度教育行政執行方針を申し上げます。

はじめに、3年余り続いた新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、感染症対策は大きな転換期を迎えました。しかしながら、社会の急激な変化や子どもを取り巻く環境が、多様化・複雑化する中にあります。現在、学校教育には、一人一人の子どもたち

の可能性を最大限に引き出し、将来の予測が困難な時代においても自立的に生き、持続可能な社会の創り手を育成するための資質・能力を育てていくことや日本社会に根差したウェルビーイングの向上が国の第4期教育振興計画で示されています。子どもたち一人一人がもつ夢の実現に向かい、未来を切り開く担い手となる子どもたちには、ふるさと新冠の歴史や文化を誇りとし、共に支えあい、逞しく、生き抜く力を身に付けることが必要です。そのためには、新冠町の強みである学校教育と社会教育が一層の連携を図り教育効果を高め、子どもたちを育てることによって、郷土を愛する子どもたちや郷土を担う子どもたちの育成にも繋がると考えています。朝日小学校と新冠小学校が統合となり、最初の年を迎えます。108年の歴史に幕を閉じ、新冠町唯一の小学校として、新冠小学校がスタートを切ります。小さな学校ならではの、きめ細かい一人一人への指導、自然から多くのことを学ぶ教育などできるだけ多くことを継承し、教育環境の充実をさらに図りながら教育を進めてまいります。また、これからの新冠町の教育を見据え、幼、小、中がそれぞれ一つずつとなり、貫く教育を考えながら、一人一人をしっかりと育てていくことも使命だと考えております。教育委員会は、引き続き町長との総合教育会議を通して教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが、郷土を愛し、逞しく生きぬく力を身に付け、町民の皆さんも心豊かに生きがいを感じられる暮らしができるよう、生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。

学校教育では、子どもたちのウェルビーイングにつながる資質・能力の育成を図ることが大切であり、そのためには、探求的な学習、主体的・対話的で深い学びの授業の改善・充実が必要不可欠です。GIGAスクール構想により、ICTの環境が整備された一人一台端末を活用した授業の充実、個別最適な学びの充実、協働的な学びの充実により、確かな学力の育成を図っていきます。また、児童生徒に必要な資質・能力を育てためには、学校だけではなく家庭、地域、行政の連携した取組が必要であり、学校は楽しい、家庭は温かい、地域は明るい、働きやすさと働きがいのある職場を実感できる環境づくりも意識してまいりたいと考えます。更に、子どもたちが主体的に物事を判断し行動しながら、解を見出していく、生きる力を育てるために、小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携、接続を意識した施策の推進に努めてまいります。

社会教育では、町民の皆さんが、学びを行動につなげる活動を継続することは、豊かな心を育て、活動の輪を広げ支えあう、地域の良さを知り郷土愛を育てという観点からも重要なことであり、町づくりの大きな力となるとも考えます。将来の予測が困難な時代においても、未来に向かって果敢に挑戦できる人材の育成を中心に、町民の皆さんが、心豊かで健康に学ぶことのできる活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるように引き続き、町民憲章やReの精神を意識し、特徴ある事業展開に努めてまいります。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。

はじめに、子どもたちを中心としたウェルビーイングを育む学校教育の充実であります。学校教育を通じ、持続可能な社会の創り手を育成するための資質・能力を育てていくこと、また、子どもたちが短期的に幸せと感じるだけでなく、夢ややりがいを見出し、将来に渡って持続的な幸せに繋がるよう、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要でありますことから、本年度は、子どもを中心としたウェルビーイングの推進、育てる資質・能力を明確にした教育課程の推進、幼小中を貫く教育の実現に向けた教育活動の推進の3項目を最重点目標として位置づけた上で、次の取組を推進してまいります。

1点目は、ウェルビーイングにつながる学力の向上についてであります。

義務教育課程においては、児童生徒が学校生活から将来に渡って様々な社会環境の変化を乗り越えながら、心豊かな人生、ウェルビーイングに繋げていくために必要な資質・能力を身に付けることが必要であることから、学習指導要領における、主体的・対話的で深い学びへの授業改革に引き続き取り組み、学習の見通しと振り返りや自分の考えを書く、説明する、話し合うといった言語活動を充実させるとともに、一人一台端末をはじめとするICT機器や指導者用・学習者用のデジタル教科書及びデジタル教材の活用を推進することで、個別最適な学び・協働的な学びに繋げてまいります。また、各学校の取組に加え、学力向上推進委員会においても全国学力学習状況調査や標準学力調査などの結果を通じて、児童生徒の学習状況や学力の定着状況を把握・分析し、育てる資質・能力を明確にした単元指導過程の作成に努め、学び方と学びの質を重視した授業改善を図ってまいります。望ましい学習環境と生活習慣の確立には、学校生活や授業だけではなく、家庭での取組も必要でありますことから、学年あたり10分の家庭学習の定着化やゲームやスマートフォンの適切な利用については、引き続き保護者に協力を呼びかけ、授業と家庭学習の連携により、学習の習慣化に努めます。また、校内研修や小中合同研修の実施を奨励し、小中連携推進会議の取組を中心に小中を貫く9年間の教育課程の検討と準備を進めます。日常の教育活動の中心となる授業においては、自己決定の場を育む授業、自己存在感を育む授業、共感的な人間関係を育む授業の生徒指導における三機能を活かした授業づくりを全教職員に意識付けし、全ての児童生徒に活躍する場を与えることで、学習に対する意欲や姿勢の向上に努めてまいります。

2点目は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

児童生徒の心身の健やかな成長においては、仲間と共に支え合いながら、善悪を判断する力、命や自然を大切にできる心、人を思いやる心と健康な体を育成することが大切です。そのため、自らを見つめ、物事を多角的・多面的に捉え、その生き方について考えを深める学習である道徳教育を考え議論する形で実践し充実を図るとともに、豊かな感性や情操を育む読書活動を引き続き推進してまいります。学校生活だけではなく、子どもの将来に渡り心理的・身体的に大きな影響を及ぼす、いじめ・不登校といった生徒指導上の課題については、定期的な調査やアセスメントシートにより学校組織全体で情報共有を図ること

で早期発見と早期対応に努めるとともに、スマートフォン等の普及に伴う情報モラル教育については、保護者と課題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底を図ってまいります。健康な体の育成に繋がる体力の向上策の推進につきましては、引き続き全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析をもとに、課題を意識した授業改善と1校1実践の取組を継続いたします。また、健康安全教育については、教育課程による食育指導の工夫、防災教育、熱中症対策等、正しい知識を習得するよう指導の充実を図るとともに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策の指導についても意を用いてまいります。

3点目は、特色ある教育活動の推進についてであります。

児童生徒がかげがえのない学校生活を送っている新冠町への理解を深め、自身と地域のかかわりや将来像について、学び、考えることが、ふるさとへの誇りや愛情の醸成にも繋がるものと考え、特色ある教育活動の推進いたします。教育課程では、当町の将来的な教育環境を見据え、連携推進会議を通じた幼・小・中の連携や小中合同研修会を企画・実践し、小中を貫く学びの場の創造に向け、ランドデザインや基本計画作成に着手してまいります。地域の教育力の活用については、学校運営協議会を通じた家庭や地域の学校運営への参画促進やキャリア教育における地域の人材や団体の活用、また、郷土資料館を中心とした社会教育との連携によるふるさと教育の推進など、地域資源を活用した新冠町ならではの教育活動を実施いたします。また、主権者教育とふるさと教育の観点から継続的に実施しております中学生と町長との懇談会については、内容の改善と充実を図りながら今年度も開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取組を推進いたします。

4点目は、特別支援教育の充実についてであります。

障がいの有無にかかわらず全ての子どもが学ぶ仕組みでありますインクルーシブ教育の充実を図るため、教職員研修を推進し専門性の向上に努めます。特別支援教育においては、児童生徒一人ひとりの状況に応じ指導内容や指導方法を工夫するとともに、将来を見据えた切れ目のない支援を行うことが必要であることから、個別の指導計画・教育支援計画や特性に応じた適切な教育課程を編成し、評価・改善を行うことで、幼小中における効果的な支援を推進してまいります。また、普通学級における困り感を抱える子どもの対応として、関係機関との情報共有によるきめ細かい教育相談と支援体制の充実に努め、通級指導教室巡回指導教員やスクールカウンセラー派遣事業を積極的に活用し、共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

5点目は、信頼される学校づくりの推進についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実践するためには、家庭や地域との連携・協力のもと、保護者や地域からの意見や要望を的確に学校運営に反映させていくことが必要です。そのため、学校長の経営ビジョンと具体的な方針を明確化した上で、校内、校務組織の機能強化を図り、教職員の経営参加意識の高揚に努めるとともに、学校運営協議会の活動を通じ、家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、積極的に教育活動に参画することで学校改善に繋がるよう協働体制の確立を推進してまいります。また、初任

及び中堅教員への人材育成として、指導主事の授業参観と指導助言活動を継続強化するとともに、各種研修会及び町教育研究協議会への参加奨励や、小中合同研修会、服務規律研修の充実を図り、教職員の資質向上と服務規律の保持を図ります。幼小中を貫く教育の推進については、積極的な校種間交流を進め、教職員の研究活動とも連携し、教育課程への位置付けと具体的実践に向け取り進めます。加えて、増加している教職員の心の健康問題については、メンタルヘルスチェックと個別面談を実施し、職場改善に取り組み未然防止に努めます。

6点目は、教育環境の整備についてであります。

はじめに、学校施設整備についてありますが、昨年夏の記録的な暑さを受け、教育現場の抜本的な対策として、空調設備の設置について予算のご承認をいただいたところでありますが、建設担当、学校、工事業者と作業日程等を調整しながら、早期の設置に向け取り進めてまいります。

次に教師にとってのウェルビーイングとして、学校が働きやすさと働きがいのある職場であるよう、働き方改革の取組を継続し、教職員が心身ともに健康でゆとりを持ち、教育活動に専念できる環境を整備するため、校内組織コアチームを中心に全職員が改革の提案と実践にかかわるほか、一人一人の在校時間の把握と管理職による個別面談を実施し、業務の適正化と改善に向けた指導助言を行ってまいります。これらの取組により、学習指導要領で定められた年間授業時数の確保と各校月1回の完全下校日の設定など、労働環境改善との両立を図ってまいります。また、昨年度から本格導入しております校務支援システムの活用により、引き続き校務事務の負担軽減や効率化に取り組みます。統合を迎えた小学校においては、これまで複式教育や僅少差学級といった教育環境の改善への取組として配置しておりました町費負担教諭2名については、2年間を目途に新冠小学校へ配置し、統合後の児童の不安解消に取り組むとともに、小学生が身に付けるべき基礎学力と応用力を養い、将来、成長した子ども達が安心して気持ちで中学校生活を迎えられるよう、児童に寄り添ったよりきめ細やかな指導と学力向上に向けた教職員研修の充実と授業改善に資する役割を担ってまいります。また、ALT及び外国語学習指導員による英語指導への対応や各小中学校の学年毎に配置しております学習支援員を活用しながら、充実した教育体制を維持いたします。高等学校への通学支援につきまして、新ひだか町の高等学校へバス通学する高校生の通学費用への助成を継続し、地域の高等学校への修学機会の確保のため引き続き支援してまいります。また、老朽化が進んでおります義務教育施設につきましては、新冠町教育施設個別施設計画を基本として次期構想に着手し、適切な施設整備に努めてまいります。

7点目は、認定こども園の教育・保育の推進についてであります。

認定こども園は、多様化している子育ての社会的ニーズに応えるとともに、生涯にわたる学びと人格形成を養う重要な役割があることから、日々の保育・教育活動を通じて、就学前までに、身について欲しい力の習得を促し、スムーズな小学校への接続に向け、スタ



ートカリキュラムの編成と実践活動を推進してまいります。また、地域や保護者との繋がりをや幼小中連携を意識し、情報共有を図ることで要支援児を把握し、関係機関の協力を得ながら早期対応に努めてまいります。保育教諭の資質向上については、専門性を高めるために、計画的な園内・園外研修により学びと実践を推進し、教育保育活動の質の向上を努めるとともに、適切な保育教諭の配置により教育保育環境を整備してまいります。子育て支援センター事業につきましては、乳幼児をもつ母親同士の情報交換や交流の場のほか、育児に関する相談機能を有していることから、引き続き保健・福祉行政や学校、発達支援センターなど関係機関と連携を図りながら、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

次に、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会についてであります。

社会教育事業においては、継続して町民憲章とふるさと教育に繋がる、Reの精神を意識し各事業に関連づけながら、まちづくりの中心であるレ・コード館を拠点とした特徴ある事業を展開し、持続可能な社会を目指した主体的に学び、教えあう質の高い教育の提供を推進してまいります。

1点目は、レ・コード館を中心とした生涯学習社会の推進についてであります。

音楽・文化の拠点となるレ・コード館機能を活かしながら、町民の文化活動の推進を図るために、文化協会や自主企画委員会をはじめとした各団体と連携しながら、文化芸術活動の支援に努めてまいります。音楽をより身近に親しむために、児童から高齢者のそれぞれの世代に応じた楽器演奏体験や音楽鑑賞機会の充実に努めるとともに、昭和音楽大学との連携を図りながら吹奏楽クリニック事業を継続して実施し、吹奏楽の技術向上に寄与した取組を進めます。収集レコードの活用においては、テーマに沿ったレコードジャケットの展示を継続するとともに、町民の皆さんがレコード音楽に触れる機会が増えるよう町内施設を対象とした巡回レコードコンサート事業の充実に努めます。新冠小学校との融合をより深めるために、連絡調整を図りながら放課後子ども教室、スポーツ教室等の充実に図り、中学校においては、部活動地域移行に向けて、国、北海道や日高管内の動きに注視しながら、当町における移行の準備を進めます。

2点目は、生涯にわたってスポーツに親しむまちづくりについてであります。

本年度から新たに策定した、スポーツ振興計画に基づき、生涯にわたってスポーツに親しむまちづくりを目指して、各種事業を推進してまいります。少子・高齢化や人口減少の進展などに伴い、スポーツ環境が大きく変化している中、多様なスポーツ教室を開催するとともに、健康に視点を置いたスポーツの提供、スポーツ団体の支援をとおり、スポーツのある暮らしの充実に図ります。また、新たに、各種団体と連携を図りながら冬季のスポーツ体験教室を実施するとともに、障がい者スポーツの体験をとおりたスポーツでつくる優しい共生社会の理解促進を進めます。

3点目は、郷土資料館事業の充実にについてであります。

郷土資料館は、ふるさとの歴史や自然、文化を守り、未来へと引き継ぐ役割を担ってい

ます。そのためには、郷土に関する調査研究を深め、資料収集や展示、各種事業の充実を図るとともに、郷土を大切にする輪をさらに広げ、関連団体や学校、他の社会教育事業との連携を進めてまいります。ふるさと・再発見講座では、子どもから大人まで、各年代に合わせた学習や体験講座を展開し、郷土文化研究会やネイチャーズクラブとともに、歴史や自然にまつわる活動を行い、資料館と団体間の活性化を相互に向上できるよう努めます。地域資源を活用した取組として、ポロシリ生活館を拠点にアイヌ学習の充実を推進し、小学生のアイヌ学習では、民族文化保存会や読み聞かせの会の協力をいただき、アイヌ伝説や古式舞踊に楽しくふれる機会を創出して、新冠ならではの学習提供を、ポロシリ生活館の機能を最大限に活かしながら実施していきます。

4点目は、図書プラザ事業の充実についてであります。

図書プラザは、個人学習を支援、援助することにより、学習意欲を満足させる機能を持っており、良いサービスを提供することで学習意欲を向上させる効果があることから、図書の蔵書を計画的に整備し、乳幼児から本に親しむ、ブックスタート事業や児童を対象とした春夏秋冬の特別事業の実施を進め、読書への関心を高める工夫を凝らした事業を展開するとともに、10代向けの事業や展示を行い、少年期の読書離れの改善を図る取組を積極的に実施します。読み聞かせの会等の関連団体とは、継続して図書事業との連携を図りながら、積極的に支援してまいります。また、夜間開放やアニマル号の運行により、読書環境を整備することで、利便性を重視した施設運営を引き続き努めてまいります。学校図書室へは、司書の専門性を活かして図書室運営全般において連携を図るほか、統合後の図書整理についても小学校と協力を深め、積極的に行ってまいります。

5点目は、青少年教育の充実についてであります。

少年期に必要なとされる自発性や自立を促すことを目的に、自然体験や職業体験事業の充実を図るほか、新たに、朝日地域交流センターを活かした、防災体験キャンプを実施し、防災教育も加えた事業を展開します。リーダー養成研修として、引き続き、少年国内研修交流事業を実施し、交流先である沖縄の文化・歴史の研修を深めるとともに、リーダーとしての資質向上が図れるよう、研修内容の工夫を進めてまいります。町民センターで開設しております、児童館クラブ事業につきましては、放課後を中心とした児童の活動場所として活用されておりますが、新冠小学校とより連携を深め、安全安心の居場所づくりを進めるとともに、少年教育の充実が図れるよう各種事業を展開していきます。まちづくり事業に寄与する、ふるさと盆おどり等の各種青年団体事業については、指導助言を積極的に行い活性化を図るとともに、未来の青年活動に繋げるため、中学生、高校生ボランティアを集い、それぞれの事業に参画する取組を進めます。

6点目は、成人教育の充実についてであります。

成人教育は家庭や地域社会において中心的な役割を担い、この時期の学習活動により地域貢献や地域発展に繋がることから、本年度は地域教育力の向上と家庭教育の充実を図ることを目的に、プラスワンセミナー事業の開催について、PTA連合会と連携を図り家庭

教育に視点を当てた事業を展開し、広く町民に周知し集えるよう工夫を凝らし実施いたします。また、生涯学習講座では増加する海外移住者との理解と調和を図る目的で、国際交流事業を実施するとともに、多世代で楽器を奏でることができるような体験事業の充実に努めてまいります。いきいき大学につきましては、楽しみながら知識や教養を身に付ける学習会や見学会のほか、保健福祉課の介護予防教室との連携事業を進めるとともに、異世代交流等を通し、学びあい、教えあう場の提供を図ります。また、女性のまちづくりへの参画を目的として活動しております女性コミュニティ会議につきましても、より積極的にまちづくりに参画できるよう、研修内容の充実に努め、自主活動を促進できるよう支援してまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げます。私たちを取りまく環境は、変化の激しい先を見通せない状況にあります。しかしながら、私たち教育行政は、その活動の歩みを止めるわけにはいきませんし、次なる新たな方向性を打ち出していく必要があります。教育は、人づくり。人づくりは、町づくりの基本であるとの認識のもと、変化の激しい時期だからこそ、逆に飛躍のために大きく変われるチャンスでもあることを念頭に置き、不易と流行をしっかりと見定め、将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいります。特に本年度は、小学校、統合初年度です。統合してよかったと児童、保護者、地域の皆様方に思っただけけるよう、教育委員会は新しく生まれ変わる新冠小学校にできるだけ多くの支援をしながら見守っていく所存です。教育委員会は、未来を担う子どもたちが自分たちの力でしっかりと前を向いて逞しく歩み進めるよう、その成長を支えるとともに、町民の皆さんが、ふるさと新冠を愛し、新冠で生まれ育ってよかったと実感できるように、また生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、本年度も職員一丸となって積極的な実践活動に取り組んでまいります所存です。町議会議員の皆さま、並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

### ◎日程第3 議案第23号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第23号、令和6年度新冠町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第23号、令和6年度新冠町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町一般会計の予算は、次に定めるところによるものとします。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ56億6700万円に定めようとするものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。債務負担行為、第2条地方自治法第210条の規定により

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものとします。後ほど説明いたします。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものとします。後ほど御説明いたします。一時借入金第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円に定めようとするものです。歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものとします。第1号括弧に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の、各項の間の流用とするものです。次に、債務負担行為について説明いたしますので6ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。委員会室用マイク設備購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額573万円は現行設備の老朽化に伴う更新です。詳細は予算説明資料41ページのとおりです。災害対策用車両購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額1千万8千円は、災害時の移動式電源となる外部給電機能を有する車両2台を購入するものです。詳細は予算説明資料46ページのとおりです。庁舎用印刷機購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額228万6千円は、現行の印刷機老朽化に伴う更新です。出納室用OCR機購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額226万4千円は、現行の納付書情報読み取り機専用機の老朽化に伴う更新です。住基ネットCS総合端末購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで、限度額は233万3千円は、現行のコミュニケーションサーバー老朽化に伴う更新です。詳細は予算説明資料72ページのとおりです。これら5件については、備荒資金を活用して購入することとしております。次に地方債の説明を行いますので、7ページをお開き願います。第3表地方債、過疎地域自立促進特別事業、限度額6610万円は、高齢者福祉事業や地域医療の確保などに活用しているもので、充当事業は8ページ第3表付表のとおりとなっております。温泉施設整備事業、限度額550万円は老朽化した給湯用真空式ボイラー更新工事に係る過疎債です。乗馬施設整備事業、限度額5900万円は、研修棟新築及び外構工事に係る過疎債です。日高中部環境センター基幹改良事業、限度額40万円は、燃焼炉等プラント施設の長寿命化事業に係る過疎債です。日高中部環境センター車両購入事業、限度額430万円は、作業用大型ショベルローダー購入に係る過疎債です。橋梁長寿命化事業、限度額470万円は、節婦小橋整備事業に係る過疎債です。大型水槽車購入事業、限度額2870万円は、消防新冠支所の老朽化した大型水槽車更新に係る過疎債です。地域住宅整備事業、限度額930万円は、ひがつら団地外部改修事業に係る公営住宅建設事業債です。津波避難施設等整備事業、限度額1810万円は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る一般公共事業債です。水利施設等保全高度化事業、限度額6470万円は、太陽地区の営農用水施設整備事業に係る辺地債です。農道保全対策事業、限度額2630万円は、道営事業により実施する東泊津地区農道整備事業に係る辺地債です。小規模治山事業、限

度額1900万円は、共栄受乞右の沢小規模治山事業に係る緊急自然災害防止対策事業債です。農業水利施設等整備事業、限度額1280万円は、東泊津及び明和地区明渠排水整備事業に係る緊急自然災害防止対策事業債です。道路整備事業、限度額1430万円は、東泊津新冠線及び判官館1号線の道路排水改修等にかかる緊急自然災害防止対策事業債です。河川整備事業、限度額3360万円は、元神部川河床洗掘防止対策工事ほか4件にかかる緊急自然災害防止対策事業債です。緊急浚渫推進事業、限度額2050万円は、比宇川河道内整備工事ほか1件に係る緊急浚渫推進事業債です。東町避難階段補修事業、限度額490万円は、東町避難階段照明設備等設置に係る緊急防災減災事業債です。公有林整備事業、限度額1610万円は、町有林森林整備事業に係る国の予算等貸付け債です。臨時財政対策債、限度額674万7千円は、地方交付税財源の不足を確保するために、国にかわり町が発行する起債で、普通交付税決定時に同時決定されます。なお、起債の方法利率償還の方法につきましては表に記載のとおりです。また本年度の地方債は合計4億1504万7千円を限度として借入れを起こすものですが、このうち地方交付税で全額措置される臨時財政対策債をはじめ、8割が措置される辺地債、7割が措置される過疎債などを精査しますと、実質的な一般財源は1億3841万円となっております。

次に、事項別明細書、歳出より説明いたしますので、40ページをお開きください。別冊により予算説明資料を配付させていただいておりますので、説明につきましては予算区分の目における、前年度比の増減が大きいもの理由を中心に行いますので御了承願います。40ページから43ページになります。1款議会費、1項議会費、1目議会費7251万2千円。前年度比468万2千円の減。議員報酬ほか議会運営費を計上しております。主な減額は、議場設備購入代金償還完了により427万千円、議員共済費163万円となっております。主な増額は、前年度更新した議事録作成支援システム購入代金償還金114万3千円となっております。また、備荒資金を活用して委員会室のマイク設備一式を更新いたします。44ページから57ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4億6509万9千円、前年度比6160万7千円の増。職員人件費、一般事務費のほか庁舎管理、OA機器・システム管理、ふるさと納税返礼品費などを計上しております。主な増額は、自治体情報システム標準化対応業務関連委託料8730万円、前年度更新した庁舎内ネットワークサーバー購入代金償還金539万3千円、医療職等養成修学資金貸付金320万4千円となっております。主な減額は、職員人件費4335万5千円となっております。また、備荒資金を活用して災害時の移動式電源となる外部給電機能を有する車両2台を購入いたします。56ページから57ページ。2目文書広報費1663万円、前年度比432万3千円の増。広報紙発行、続・新冠町史発刊事業費などを計上しております。主な増額は、続・新冠町史発刊事業に係る業務委託料352万円となっております。56ページから61ページになります。3目財産管理費4275万7千円、前年度比768万4千円の増。庁舎及び町有建物維持管理、公共施設用地借上、レ・コードパーク等維持管理費などを計上しております。主な増額は、新規で旧JR鉄道用地ほか草刈り業務2

06万7千円、節婦旧町長公宅解体工事費333万3千円となっております。60ページから63ページに移ります。4目町有林造成管理費3750万円、前年度比277万3千円の増。町有林の管理費を計上しております。主な増額は、新規で森林GISシステム購入費167万5千円となっております。62ページから71ページに移ります。5目企画費5766万4千円、前年度比434万6千円の増。公共交通確保、定住移住促進、コミュニティバス等の運行、朝日の森運営、光回線事業費などを計上しております。主な増額は、新規で朝日の森運営事業623万千円となっており、主な減額は、地域コミュニティ活動支援事業補助金113万3千円となっております。70ページから71ページに移ります。6目公平委員会費2万1千円は、公平委員3名に係る報酬等を計上しております。7目交通安全対策費179万5千円、前年度比27万1千円の減。交通安全推進委員会補助金等を計上しております。72ページから73ページに移ります。8目諸費1306万2千円、前年度比108万円の減。町政事務委託、街路灯補助事業などを計上しております。主な減額は、街路灯補助事業87万5千円となっております。9目財政調整基金費23万8千円、前年度比179万円の減は、町有牧野土地売払収入185万円の減額、積立金利子6万円の増額となっております。10目減債基金費559万円、前年度比155万5千円の増は、立木売払収入159万5千円の増額、積立金利子4万千円の減額となっております。72ページから75ページ。11目ふるさとづくり基金費9892万9千円、前年度比133万円の増は、寄附金200万円の増額、奨学金貸付金元金収入56万4千円の増額、積立金利子12万6千円の増額、町有牛受精卵売払136万円の減額となっております。74ページから75ページに移ります。12目地域振興基金費600万円は、ピーマン選果施設整備事業貸付金収入を計上。76ページから79ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費6550万3千円、前年度比556万4千円の増。職員人件費、一般事務費、滞納整理機構負担金などを計上しております。主な増額は、人件費で人事異動の差額351万8千円、新規で会計年度任用職員1名分204万8千円となっております。78ページから81ページに移ります。2目賦課徴収費663万4千円、前年度比200万3千円の増。税金収納、システム運用費などを計上しております。主な増額は、新規で軽自動車関係手続電子化対応業務委託150万7千円となっております。82ページから85ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費4054万5千円、前年度比1624万9千円の増。職員人件費、戸籍電算化経費、マイナンバーカード交付事務費などを計上しております。主な増額は、自治体情報システム標準化対応業務委託等1202万3千円、マイナンバーカード交付事務費453万円となっております。86ページから87ページに移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費32万円、前年度比1万5千円の増。選挙管理委員会委員3名分の報酬などを計上しております。北海道知事・道議員選挙費及び新冠町議会議員選挙費は、予算計上がありませんので廃目です。88ページから89ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費89万2千円、前年度比56万6千円の増。学校基本調査ほか3件の調査費を計上しております。

す。主な増額は、農林業センサス調査員報酬等58万7千円となっております。90ページから91ページに移ります。6項監査委員費、1目監査委員費111万9千円、前年度比3万3千円の増。監査委員2名分の委員報酬などを計上しております。92ページから105ページに移ります。

○議長（氏家良美君） 総務課長、昼食のため休止したいと思いますので、止めていただけますでしょうか。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再会 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

令和6年度一般会計予算の92ページ、3款から説明をお願いいたします。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 92ページから105ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5億1341万3千円、前年度比1494万3千円の減。職員人件費、重度心身障害者等各医療給付費、障害者自立支援事業等各種福祉事業、子ども発達支援センター事業、アイヌ政策推進事業費などを計上しております。主な減額は、更生医療給付費2486万3千円となっており、主な増額は、介護給付費126万5千円、障害児通所給付費125万1千円、発達支援センター費138万3千円、アイヌ政策推進事業332万9千円となっております。104ページから109ページに移ります。2目老人福祉費2億3338万6千円、前年度比1824万9千円の増。ふれあい夕食、移送サービス、高齢者等生活援助、日高中部広域連合負担金などを計上しております。主な増額は、移送サービス105万8千円、高齢者等生活援助委託119万1千円、日高中部広域連合負担金1584万5千円となっております。108ページから109ページに移ります。3目後期高齢者医療費1億301万4千円、前年度比1204万千円の減。主な減額は、療養給付費負担金1286万6千円となっております。108ページから113ページに移ります。4目地域包括支援センター費4374万7千円、前年度比90万9千円の増。職員人件費、各種介護予防事業、認知症総合支援、生活支援体制整備事業などを計上しております。主な増額は、人件費の227万2千円となっており、主な減額は、公用車購入費134万2千円となっております。112ページから117ページに移ります。5目老人福祉施設費3672万4千円、前年度比113万7千円の増。老人憩いの家、高齢者共同生活施設の運営費などを計上しております。主な増額は、高齢者共同生活施設管理業務63万4千円、給食業務30万9千円となっております。116ページから119ページに移ります。6目社会福祉施設費634万1千円、前年度比86万8千円の減。各集会施設の維持管理費を計上しております。118ページから121ページに移ります。

7目生活館費1127万千円、前年度比58万7千円の増。生活館の維持管理費を計上しております。120ページから121ページに移ります。8目国民年金費3万9千円は、事務費を計上しております。122ページから123ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5万8千円は、第3期子ども子育て支援事業計画作成費を計上しております。2目児童措置費5820万7千円、前年度比121万円の減。出産子育て応援給付金事業及び児童手当支給費を計上しております。減額は、児童手当336万円となっており、増額は、出産子育て応援給付金215万千円となっております。122ページから127ページに移ります。3目児童福祉施設費3049万7千円、前年度比603万7千円の増。子ども子育て事業、児童館、子育て支援センター運営費などを計上しております。主な増額は、施設型給付費628万千円となっております。128ページから131ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6660万7千円、前年度比46万4千円の増。職員人件費、新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金、保健センター管理費、不妊治療助成費などを計上しております。130ページから135ページに移ります。2目予防費3166万3千円、前年度比120万9千円の増。妊娠期・出産時支援、各種健診、伝染病予防接種事業費などを計上しております。主な増額は、乳幼児健診事業、弱視対応屈折検査機器購入154万千円となっております。136ページから139ページに移ります。3目環境衛生費1682万4千円、前年度比1222万7千円の減。霊園・霊葬場管理、合併処理浄化槽設置整備、空き家対策推進費などを計上しております。主な減額は、コタン空間整備事業費1413万5千円となっております。140ページから141ページに移ります。4目診療所費1億4699万5千円、前年度比155万1千円の増は、繰出金で、国保診療所特別会計で説明いたします。142ページから143ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費1億9633万2千円、前年度比176千円の減。日高中部衛生施設組合負担金、ゴミ収集運搬費などを計上しております。144ページから145ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費529万5千円、前年度比15万9千円の増。地区水道管理費を計上しております。2目簡易水道費1億501万3千円、前年度比1067万5千円の増は繰出金で、簡易水道事業特別会計で説明いたします。146ページから147ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2465万2千円、対前年比18万8千円の増。職員人件費、農業委員報酬などを計上しております。148ページから153ページに移ります。2目農業総務費6471万1千円、前年度比408万千円の増。職員人件費、農業支援員派遣、地域担い手育成総合支援協議会ほか各種補助金などを計上しております。主な増額は、職員人件費154万5千円、地域担い手育成総合支援協議会等補助金240万円、就農施設等整備補助金125万円、経営発展支援事業補助金375万円となっており、主な減額は、農業支援員事業393万円、農業後継者親元就農奨励金100万円となっております。152ページから155ページに移ります。3目農業振興費1億8672万6千円、前年度比7934万9千円の増。職員人件費、道営土地改良事業、農業用施設維持管理等事業、緊急



自然災害防止対策事業などを計上しております。主な増額は、道営土地改良事業8426万5千円となっており、主な減額は、農業用施設維持管理等事業176万5千円、緊急自然災害防止対策事業336万6千円となっております。154ページから157ページに移ります。4目畜産業費1668万5千円、前年度比146万千円の減。酪農ヘルパー事業ほか各種補助、受精卵移植、軽種馬市場上場促進事業補助金などを計上しております。主な減額は、和牛育種協議会補助金121万9千円、受精卵移植事業補助金37万7千円となっております。156ページから165ページに移ります。5目牧野管理費1億812万8千円、前年度比271万9千円の増。職員人件費、預託牛、町有牛、和牛センターの管理費を計上しております。増額は、預託牛管理費1295万9千円となっており、減額は、町有牛管理費388万6千円、和牛センター管理費404万4千円、共同草地売却用地確定測量費231万円となっております。166ページから169ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費5632万4千円、前年度比581万円の増。職員人件費、有害鳥獣駆除、民有林振興対策費などを計上しております。主な増額は、有害鳥獣駆除対策事業411万9千円、民有林振興対策146万2千円となっております。168ページから171ページに移ります。2目林道費765万3千円、前年度比376万1千円の減。林道維持費などを計上しております。主な減額は、林道修繕料858万1千円となっており、主な増額は、林道維持補修工事403万7千円となっております。170ページから171ページに移ります。3目治山費3480万1千円、前年度比964万7千円の増。治山事業、小規模治山事業費を計上しております。主な増額は、治山事業44万1千円、小規模治山事業921万5千円となっております。170ページから173ページに移ります。4目森林公園費1157万4千円、前年度比73万2千円の増。判官館森林公園管理費などを計上しております。主な増額は、森林公園管理作業委託料75万5千円となっております。174ページから175ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費1719万8千円、前年度比24万2千円の減。職員人件費、水産多面的機能発揮対策事業負担金ほか各種補助金などを計上しております。176ページから177ページに移ります。6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費1237万3千円、前年度比5万2千円の増。商工業振興事業補助金などを計上しております。176ページから183ページに移ります。2目観光費3億979万円、前年度比1億7988万円の増。職員人件費、乗馬施設、道の駅、新冠温泉、西泊津ヒルズパークの管理運営費などを計上しております。主な増額は、乗馬施設指定管理料1067万6千円、乗馬クラブ移転工事1億630万4千円、道の駅第二駐車場拡張工事1850万円、ふるさと祭り補助金200万円、新冠温泉施設指定管理料209万5千円、温泉湯湯装置湯管点検業務委託3968万8千円、温泉本館共用部内装更新工事ほか2633万4千円となっており、主な減額は、観光協会補助金67万円、温泉本館客室内装更新工事ほか2625万7千円となっております。184ページから185ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費661万8千円、前年度比41万円の増。道路台帳管理業務、地籍図簿等土地移動整理

業務委託費などを計上しております。184ページから187ページ。2目道路維持費7278万5千円、前年度比456万9千円の増。車両管理、町道維持補修、緊急自然災害防止対策事業などを計上しております。主な増額は、緊急自然災害防止対策事業665万5千円となっており、主な減額は、町道維持補修費226万6千円となっております。186ページから189ページに移ります。3目道路新設改良費7066万8千円、前年度比1433万1千円の減。職員人件費、道路改良舗装、橋梁長寿化修繕事業費などを計上しております。主な減額は、橋梁長寿命化修繕調査設計業務委託料2100万円となっており、主な増額は、水道管移設補償費500万円となっております。190ページから191ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費6431万3千円、前年度比2362万9千円の増。河川維持整備事業、緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業などを計上しております。主な増額は、緊急浚渫推進事業1091万2千円、緊急自然災害防止対策事業1355万2千円となっております。192ページから193ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費2255万9千円、前年度比279万9千円の増。公営住宅維持管理、住宅リフォーム助成事業費を計上しております。主な増額は、北海道自治体情報システム協議会負担金313万8千円となっております。194ページから195ページに移ります。2目住宅建設費3395万7千円、前年度比1290万7千円の減。職員人件費、公営住宅改修工事費などを計上しております。減額は、公営住宅改修工事1426万7千円となっており、増額は、職員人件費64万5千円、公営住宅外部改修耐力度調査71万5千円となっております。196ページから197ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費1億871万2千円、前年度比282万6千円の減は繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。198ページから199ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費2億3999万9千円、前年度比3066万円の増。日高中部消防組合本部経費及び新冠支署経費を計上しております。主な増額は、支署経費負担金で大型水槽車購入事業6862万8千円となっており、主な減額は、支署経費負担金で高規格救急自動車購入事業3798万4千円となっております。198ページから201ページ。2目災害対策費8559万5千円、前年度比6957万1千円の増。災害情報等一斉送信システム、防災無線、東町避難階段付属施設設置工事、節婦地区津波避難タワー建設事業などを計上しております。主な増額は、東町避難階段付属施設設置工事499万4千円、防災行政無線設備バッテリー交換315万8千円、津波避難タワー建設事業6427万8千円となっており、主な減額は、東町避難階段補修工事427万9千円となっております。202ページから203ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費189万7千円。教育委員の報酬等の経常経費を計上しております。202ページから209ページ。2目事務局費1億3071万9千円、前年度比1568万2千円の減。職員人件費、学力・体力向上支援、学校教育振興補助、奨学金貸付、外国語指導助手、高校生通学支援費などを計上しております。主な減額は、職員退職手当組合負担金2151万5千円、学校統合推進事業87万2千円となっており、主な増額は、

職員人件費 3 2 8 万 1 千円、小学校教師用指導書購入 3 1 7 万 1 千円となっております。  
2 0 8 ページから 2 1 1 ページ。3 目住宅費 1 2 1 万円、前年度比 2 6 万 2 千円の減。教  
員住宅維持管理費を計上しております。2 1 0 ページから 2 1 1 ページ。4 目児童生徒輸  
送費 5 3 2 5 万 8 千円、前年度比 1 6 5 万 7 千円の増。スクールバスの運行経費を計上し  
ております。主な増額は、燃料費 8 8 万 1 千円、修繕料 5 7 万 8 千円となっております。  
2 1 2 ページから 2 1 5 ページに移ります。2 項小学校費、1 目学校管理費 5 8 7 7 万 2  
千円、前年度比 2 3 8 7 万 3 千円の減。職員人件費、小学校施設維持管理費などを計上し  
ております。主な減額は、朝日小学校閉校に伴う燃料費等需用費 5 9 5 万円、各種委託料  
3 0 9 万 9 千円、使用料等 1 2 5 万円、新冠小学校駐車場整備工事 1 1 3 0 万 8 千円とな  
っております。2 1 6 ページから 2 1 7 ページに移ります。2 目教育振興費 3 4 2 万 1 千  
円、前年度比 1 2 万 5 千円の増。教育資機材及び就学援助費を計上しております。2 1 8  
ページから 2 2 3 ページに移ります。3 項中学校費、1 目学校管理費 4 9 3 3 万 1 千円、  
前年度比 6 2 6 万 6 千円の増。職員人件費、中学校施設維持管理費などを計上しておりま  
す。主な増額は、職員人件費 3 6 4 万円、燃料地下タンク工事 3 5 7 万 5 千円となってお  
ります。2 2 2 ページから 2 2 3。2 目教育振興費 2 0 7 万 8 千円、前年度比 3 2 万 5 千  
円の増。教育資機材及び就学援助費を計上しております。2 2 4 ページから 2 2 9 ページ  
に移ります。4 項認定こども園費、1 目認定こども園費 2 億 3 7 9 3 万 3 千円、前年度比  
6 4 3 万 1 千円の増。職員人件費、こども園施設維持管理運営費を計上しております。主  
な増額は、職員人件費 5 2 7 万 7 千円、エアコン購入費 5 8 万 1 千円となっております。  
2 3 0 ページから 2 3 7 ページに移ります。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 8 7 8  
4 万 4 千円、前年度比 2 6 4 万 2 千円の増。職員人件費、プラスワンセミナー、各種団体  
補助、音楽体験交流事業などを計上しております。主な増額は、職員人件費 3 1 9 万 千円  
となっております。2 3 6 ページから 2 4 3 ページに移ります。2 目レ・コード館事業推  
進費 9 1 7 6 万 9 千円、前年度比 2 6 4 万 7 千円の増。職員人件費、レ・コード館施設維  
持管理費、レ・コードプラザ運営費、自主企画運営委員会補助金などを計上しております。  
主な増額は、職員人件費 5 7 8 万 8 千円、レ・コード館冷却塔分解整備 4 8 2 万 9 千円、  
展望塔監視カメラ及び人型ロボット配置 1 4 6 万 8 千円となっており、主な減額は、レ・  
コード館内ポンプ更新及び空調機コイル交換 4 3 5 万 6 千円、舞台吊物ワイヤー交換 5 6  
3 万 2 千円となっております。2 4 2 ページから 2 4 7 ページに移ります。3 目図書費 1  
6 3 0 万 9 千円、前年度比 1 1 0 万 5 千円の増。職員人件費、図書プラザ事業、図書購入  
費などを計上しております。主な増額は、職員人件費 1 5 3 万 4 千円となっております。  
2 4 6 ページから 2 5 1 ページに移ります。4 目青少年育成費 1 4 9 0 万 9 千円、前年度  
比 2 2 万 5 千円の増。青年団体等補助金、少年国内研修交流事業、放課後子どもプラン事  
業などを計上しております。2 5 0 ページから 2 5 3 ページに移ります。5 目郷土資料館  
費 1 5 6 万 8 千円、前年度比 2 5 万 5 千円の減。資料館施設管理費、ふるさと歴史伝承活  
性化事業などを計上しております。2 5 2 ページから 2 5 5 ページに移ります。6 目青年

の家費1085万6千円、前年度比203万8千円の増。会計年度任用職員人件費、施設維持管理費などを計上しております。主な増額は、職員人件費66万8千円、各種委託料39万円、芝刈り機等購入費86万8千円となっております。254ページから255ページに移ります。7目町民センター費659万1千円、前年度比39万2千円の増。町民センター施設維持管理費などを計上しております。256ページから259ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費3459万5千円、前年度比869万9千円の減。職員人件費、町民スポーツ教室事業、社会体育団体補助金などを計上しております。主な減額は、乗馬連盟補助金の組み替えにより1003万2千円となっており、主な増額は、職員人件費166万8千円、各種委託料40万9千円となっております。258ページから263ページに移ります。2目体育施設費1247万9千円、前年度比173万3千円の減。スポーツセンター、町民グラウンド、節婦体育館の維持管理費などを計上しております。主な減額は、テニスコート管理費22万8千円、スポーツセンター窓撤去工事133万1千円、スコアボード修繕費27万3千円となっております。264ページから265ページに移ります。7項学校給食費、1目学校給食費6310万6千円、前年度比18万6千円の減。給食材料費、業務委託料などを計上しております。266ページから267ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費5千円、前年度比35万1千円の減。北海道防災協会負担金を計上しており、前年度発生の災害が無かったことから特別負担金が減額となっております。268ページから269ページに移ります。11款公債費、1項公債費、1目元金6億7759万円、前年度比857万3千円の増は、本年度の起債償還に係る元金を計上しております。2目利子1370万4千円、前年度比19万6千円の減は、起債償還等に係る利子を計上しております。270ページに移ります。12款予備費、1項予備費、1目予備費300万円は、前年度と同額を計上しております。

次に、歳入に入りますので、12ページをお開き願います。説明について、町税等の主だったものにつきましては、算定方法を述べ、それ以外につきましては、基本的に歳出と一対になっておりますことから、予算金額のみ読み上げますので、内容は説明欄でご確認願います。12ページから13ページ。1款町税、1項町民税、1目個人2億5349万6千円、令和5年度課税実績及び変動見込率を用いて算出。2目法人5151万9千円、令和5年度課税実績及び平均伸び率を用いて算出。2項固定資産税、1目固定資産税3億1552万円、土地は3年に1度の評価替えのため変動割合を用い、家屋は評価替えの影響額や前年度の増減を精査、償却資産は過去7年平均取得額と残存率を用い、大規模償却資産は対前年平均率を用いて算出。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金858万8千円、関係機関からの通知に基づき計上。3項軽自動車税、1目軽自動車税1765万6千円、令和5年10月現在の登録台数から算出。2目環境性能割163万円、令和5年10月までの直近1年間の実績に基づき算出。4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税3394万5千円、令和5年度タバコ本数の実績見込から算出。5項入湯税、1目入湯税

1 1 9 3 万 9 千 円、令 和 5 年 度 入 浴 者 数 実 績 見 込 に よ り 算 出。2 款 地 方 譲 与 税、1 項 地 方 揮 発 油 譲 与 税、1 4 ペ ー ジ か ら 1 5 ペ ー ジ に 移 り、1 目 地 方 揮 発 油 譲 与 税 1 9 1 0 万 円、地 方 財 政 計 画、以 後、地 財 計 画 と 申 し 上 げ ま す、に よ り 令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 9 9. 5 % で 算 定。2 項 自 動 車 重 量 譲 与 税、1 目 自 動 車 重 量 譲 与 税 6 1 4 0 万 円、地 財 計 画 等 に よ り 令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 1 0 4. 8 % で 算 定。3 項 森 林 環 境 譲 与 税、1 目 森 林 環 境 譲 与 税 7 4 2 万 円、日 高 振 興 局 か ら の 通 知 に 基 づ き 算 定。3 款 利 子 割 交 付 金、1 項 利 子 割 交 付 金、1 目 利 子 割 交 付 金 2 0 万 円、地 財 計 画 等 に よ り 令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 9 3. 4 % で 算 定。4 款 配 当 割 交 付 金、1 項 配 当 割 交 付 金、1 目 配 当 割 交 付 金 1 7 0 万 円、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 に 過 去 の 実 績 か ら 8 6. 9 % で 算 定。5 款 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金、1 項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金、1 目 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 2 4 0 万 円、地 財 計 画 等 に よ り 令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 1 4 8 % で 算 定。6 款 法 人 事 業 税 交 付 金、1 項 法 人 事 業 税 交 付 金、1 目 法 人 事 業 税 交 付 金 1 0 9 0 万 千 円、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 1 0 4. 3 % で 算 定。7 款 地 方 消 費 税 交 付 金、1 項 地 方 消 費 税 交 付 金、1 目 地 方 消 費 税 交 付 金 1 億 3 6 4 0 万 円、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 9 7. 1 % で 算 定。8 款 環 境 性 能 割 交 付 金、1 項 環 境 性 能 割 交 付 金、1 目 環 境 性 能 割 交 付 金 7 6 0 万 円、過 去 の 実 績 を 踏 ま え、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 と 同 額 を 計 上。9 款 地 方 特 例 交 付 金、1 項 地 方 特 例 交 付 金、1 6 ペ ー ジ か ら 1 7 ペ ー ジ に 移 り、1 目 地 方 特 例 交 付 金 2 3 0 万 千 円、過 去 の 実 績 を 踏 ま え、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 と 同 額 を 計 上。1 0 款 地 方 交 付 税、1 項 地 方 交 付 税、1 目 地 方 交 付 税 2 7 億 8 8 0 0 万 円、普 通 交 付 税 は、地 財 計 画 等 や 過 去 の 実 績 を 踏 ま え、前 年 度 予 算 額 と 同 額 を 計 上。特 別 交 付 税 は、令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 と 同 額 を 計 上。1 1 款 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金、1 項 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金、1 目 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 7 0 万 円、地 財 計 画 等 に よ り 令 和 5 年 度 決 算 見 込 額 の 9 4. 4 % で 算 定。1 2 款 分 担 金 及 び 負 担 金、1 項 負 担 金、1 目 民 生 費 負 担 金 1 1 4 万 9 千 円、2 目 教 育 費 負 担 金 3 5 1 万 5 千 円、1 3 款 使 用 料 及 び 手 数 料、1 項 使 用 料、1 目 総 務 使 用 料 3 1 万 3 千 円、2 目 民 生 使 用 料 1 8 6 万 9 千 円、3 目 衛 生 使 用 料 8 9 万 1 千 円、1 8 ペ ー ジ か ら 1 9 ペ ー ジ に 移 り ま す。4 目 農 林 水 産 業 使 用 料 9 5 1 万 6 千 円、5 目 商 工 使 用 料 1 3 1 万 2 千 円、6 目 土 木 使 用 料 7 3 5 0 万 9 千 円、7 目 教 育 使 用 料 2 4 8 万 7 千 円、2 項 手 数 料、1 目 総 務 手 数 料 2 6 6 万 6 千 円。2 0 ペ ー ジ か ら 2 1 ペ ー ジ に 移 り ま す。2 目 民 生 手 数 料 5 3 2 万 円、3 目 衛 生 手 数 料 1 6 0 3 万 7 千 円、4 目 農 林 水 産 業 手 数 料 1 1 万 6 千 円、5 目 土 木 手 数 料 1 千 円 は 科 目 存 置。1 4 款 国 庫 支 出 金、1 項 国 庫 負 担 金、1 目 民 生 費 国 庫 負 担 金 1 億 8 5 2 8 万 3 千 円、2 目 衛 生 費 国 庫 負 担 金 2 0 万 2 千 円、2 項 国 庫 補 助 金、1 目 総 務 費 国 庫 補 助 金、2 3 ペ ー ジ に 亙 り ま す、1 億 2 4 4 7 万 9 千 円 と な っ て お り ま す。2 2 ペ ー ジ か ら 2 3 ペ ー ジ に 移 り ま す。2 目 民 生 費 国 庫 補 助 金 1 8 9 2 万 5 千 円、3 目 衛 生 費 国 庫 補 助 金 1 1 0 万 8 千 円、4 目 土 木 費 国 庫 補 助 金 2 9 7 6 万 6 千 円、5 目 消 防 費 国 庫 補 助 金 4 0 2 0 万 千 円、6 目 教 育 費 国 庫 補 助 金 1 2 万 8 千 円、3 項 国 庫 委 託 金、1 目 総 務 費 国 庫 委 託 金 2 5 万 4 千 円、2 目 民 生 費 国 庫 委 託 金 2 3 5 万 9 千 円。1 5 款 道 支 出 金、2 5 ペ ー ジ に 亙 り ま す。1 項 道 負 担 金、1 目 民 生 費 道 負 担 金 1 億 1 4 4 1 万 3 千 円、

2項道補助金、1目総務費道補助金2364万9千円、2目民生費道補助金3063万円、26ページから27ページに移ります。3目衛生費道補助金86万6千円、4目農林水産業費道補助金4932万3千円、5目消防費道補助金130万円、6目教育費道補助金37万5千円、3項道委託金、1目総務費道委託金886万5千円、2目衛生費道委託金13万1千円、3目農林水産業費道委託金167万円は、29ページに亘ります。28ページから29ページに移ります。4目商工費道委託金1千円は存置、5目土木費道委託金112万円。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1954万3千円、2目利子及び配当金98万8千円、30ページから31ページに移ります。2項財産売払収入、1目物品売払収入4650万7千円、不動産売払収入予算計上がありませんので廃目でございます。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1千円は科目存置。2目指定寄附金1億100万円。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金2億6651万8千円、令和5年度に寄付のありました、ふるさと納税の積立金1億5566万円、一般寄付237万6千円を歳出の各事業に充当すべく繰入れております。その他として、町有牧野事業3558万8千円、道の駅第2駐車場整備工事1850万円、新冠温泉施設管理運営事業4000万円、奨学金貸付事業1128万円、漁業者漁具整備事業補助金120万円、野菜促成栽培施設整備事業補助金191万4千円に充当しております。2目減債基金繰入金922万円は、公債費の内、公有林整備事業債に係る元利償還金に繰入れるもの。3目財政調整基金繰入金1億427万6千円は、乗馬施設移転補償費4398万5千円及び財源不足分6029万1千円を繰入れるもの。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3千万円は、前年度と同額を計上。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は、それぞれ科目存置。2項預金利子、1目預金利子5万円、3項貸付金元利収入、1目アイヌ住宅改良等資金貸付金利収入330万2千円、32ページから33ページに移ります。2目北海道労働金庫貸付金元金収入300万円、3目農業振興資金貸付金収入600万円、4目奨学金貸付金元金収入1114万8千円、法外援護資金貸付金収入予算計上がありませんので廃目となります。4項雑入、1目滞納処分費から3目違約金及び延納利息までは、科目存置。4目宝くじ交付金収入404万円、5目雑入9358万6千円、35ページに亘ります。前年度比4290万1千円の増で、前年度と比較して大きく増額となったものは、35ページの説明欄32番、退職手当組合精算還付金4502万4千円であります。34ページから35ページ、5項受託事業収入、1目受託事業収入6661万1千円。21款町債、1項町債、36ページから39ページに移ります。1目総務債から7目臨時財政対策債までの各町債は、7ページ、第3表地方債で説明のとおりですので、省略させていただきます。

以上、議案第23号、令和6年度新冠町一般会計予算の提案内容を説明させていただきました。御審議賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。  
○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第4 議案第24号～日程第5 議案第25号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第24号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第5、議案第25号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第24号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億196万8千円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定めます。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので295ページから296ページをお開き下さい。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心にまいりますのでご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費270万4千円、前年度比116万2千円の増。国保会計における事務費を計上しております。主な増額は、12節委託料、マイナ保険証対応システム改修業務委託料107万円で、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴い、新たに交付する資格確認書等を作成するためのシステム改修になります。2目連合会負担金318万7千円、前年度比262万2千円の減。国保連合会への負担金を計上しており、減額となったのは前年度に計上した第3期データヘルス計画の策定費用209万円の減額が主な理由でございます。297ページから298ページに移ります。2項1目ともに運営協議会費12万5千円、前年度比1万5千円の減。国保運営協議会に係る事務費を計上しております。主な減額は、国保運営協議会の委員数が9名から8名に減員となったことによる報酬の減であります。299ページから300ページに移ります。3項1目ともに趣旨普及費1万4千円、前年度比3千円の増。国保制度の趣旨普及用パンフレット等の購入に係る経費を計上しております。301ページから302ページに移ります。2款保健普及費、1項療養諸費、1目療養給付費3億5654万円、前年度比1346万円の減。療養給付費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は過去5年間の療養給付費の実績額をもとに算出いたしました。被保険者数を1294人、1人当たり保険者負担額を27万5533円で見込みました。2目療養費302万3千円、前年度比27万1千円の減。柔道整復施術料や補装具の給付

など療養費に係る保険者負担額を計上しており、本年度予算額は過去5年間の療養費実績額をもとに算出いたしました。3目審査支払手数料101万5千円、前年度比1千円の減。審査支払事務手数料は前年同額、レセプト電算処理システム手数料は実績見込みにより1千円減額しております。303ページから304ページに移ります。2項1目ともに高額療養費549万7千6百円、前年度比75万6千円の増。高額療養費に係る保険者負担額を計上しており、過去5年間の高額療養費実績額をもとに算出いたしました。2目高額介護合算療養費10万円、前年同額です。医療保険と介護保険の自己負担合算額が限度額を超えた場合に支給されるものになります。305ページから306ページに移ります。3項1目ともに移送費1千円は科目存置です。307ページから308ページに移ります。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金150万円、前年度比100万円の減。出産育児一時金は1件当たり50万円で、過去5年間の実績をもとに3件分を計上しております。2目支払手数料1千円、前年度比1千円の減。出産育児一時金支払手数料を計上しております。309ページから310ページに移ります。5項葬祭諸費、1目葬祭費30万円、前年度比3万円の減。葬祭費は1件当たり3万円で、過去5年間の実績をもとに10件分を計上しております。311ページから312ページに移ります。傷病手当金は廃項です。313ページから314ページへ移ります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分1億861万7千2百円、前年度比8万1千円の減。医療給付費分として北海道に収める納付金で、北海道からの通知に基づき計上しております。退職被保険者等医療給付費分は廃目です。315ページから316ページに移ります。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分580万1千円、前年度比142万8千円の増。後期高齢者支援金等分として北海道に収める納付金で、北海道からの通知に基づき計上しております。317ページから318ページに移ります。3項1目ともに介護納付金分213万2千円、前年度比69万円の減。介護納付金分として北海道に収める納付金で、北海道からの通知に基づき計上しております。319ページから320ページに移ります。4款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費251万4千円、前年度比342万8千円の減、特定健康診査に係る事業費として、40歳以上75歳未満の被保険者959人のうち、受診率を32%、307人の受診を見込み、かかる経費を計上しております。主な減額は委託料で、前年度に本科目で計上しておりました特定健診受診率向上支援事業費に係る予算を、2項保健事業費に移行したことによるものです。321ページから322ページに移ります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費484万9千円、前年度比1万7千円の減、医療費の適正化に向けた事業費を計上しており、18節道国保連合会負担金には、国保連合会との共同事業による、特定健診受診率向上事業や、みなし健診の推進事業、医療費抑制のための重複・多剤服薬者への適正服薬の指導等にかかる予算を計上しております。なお、先ほど説明しましたとおり、特定健診受診率向上支援事業を本科目に移行しましたので、本科目の予算が増額になることはありませんが、科目内には前年度に完了した事業の減額もございますので、全体と



して前年度比1万7千円の減となったものであります。323ページから324ページに移ります。5款1項ともに公債費、1目利子1千円は科目存置です。325ページから326ページに移ります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金100万円。国保税の更正決定に伴う還付金で、過去5年間の実績をもとに計上しております。2目償還金2千円、国・道負担金補助金の精算返納に係る科目存置です。327ページから328ページに移ります。2項1目ともに延滞金1千円は科目存置です。329ページから330ページに移ります。3項診療報酬支払基金委託金、1目利子1千円は科目存置です。331ページから332ページに移ります。4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金1億2132万9千円、前年度比1236万9千円の減。国保診療所特別会計で説明いたします。333ページから334ページに移ります。7款1項1目ともに予備費100万円、前年同額の計上です。335ページから336ページに移ります。共同事業拠出金は退職被保険者に係る費用で廃款です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので289ページから290ページをお開き下さい。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1億8073万1千円、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれを節ごとに計上しておりますが、現年課税分は調定見込み額の98%、滞納繰越分は滞納繰越見込額の13.5%を計上しております。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料5万円は前年同額で計上。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金5億6347万6千円、1節保険給付費等普通交付金4億1721万5千円は、歳出で計上の保険者が負担する保険給付費に対し交付されるもの。291ページから292ページに移ります。2節保険給付費等特別交付金1億4626万1千円のうち、保険者努力支援分757万円は、特定健診受診率向上対策に対する交付金等、特別調整交付金1億2327万5千円は国保診療所に対する交付金等、都道府県2号分繰入金1441万3千円は北海道の算定に基づく計上、特定健康診査等負担金100万3千円は特定健診に対する交付金です。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3628万8千円、1節保険基盤安定繰入金3506万3千円は保険税軽減分に係る繰入れで、5年度決算見込額により計上、2節未就学児均等割保険料繰入金22万1千円は未就学児の均等割軽減分に対する繰入れで5年度決算見込額により計上、3節産前産後保険料繰入金3千円は、産前産後期間の保険税減額分に対する繰入金、4節その他一般会計繰入金100万1千円のうち、国保安定化支援事業分1千円は科目存置、出産育児一時金補助3分の2分100万円は3件の出産を見込み計上しました。2項1目ともに基金繰入金3780万円、歳入不足額を基金から繰入れるものです。6款1項1目繰越金100万円、5年度決算見込額により計上しました。7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金10万円は前年同額で計上。2項雑入、293ページから294ページに移ります。1目滞納処分費1千円は科目存置。2目一般被保険者第三者納付金24万円は前年同額で計上。3目一般被保険者返納金1千円は科目存置です。国庫支出金は廃款です。以上が、議案第

24号、令和6年度。すみません、飛ばしたところあります。291ページ、4款、4款の部分です。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1千円は科目存置です。申し訳ございません。

以上が、議案第24号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算の提案理由でございます。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますようよろしく願います。

続きまして、議案第25号の提案理由を説明いたしますので、337ページをお開きください。

議案第25号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9332万2千円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので345ページから346ページをお開き下さい。歳出の説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますのでご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費56万5千円、前年度比2万7千円の減。本会計の事務費を計上しております。347ページから348ページに移ります。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金9255万7千円、前年度比465万4千円の増。後期高齢者広域連合への納付金を計上しており、事務費負担金は広域連合へ負担する事務費分、保険料負担金は被保険者が負担する保険料分、保険基盤安定分負担金は保険料の軽減分に係る負担金になります。増額となりましたのは、保険料負担金で380万1千円の増、保険基盤安定分負担金で115万4千円の増。いずれも広域連合からの通知により計上しております。349ページから350ページに移ります。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、10万円。前年同額で計上しております。351ページから352ページに移ります。4款1項1目ともに予備費10万円、前年同額で計上しております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので343ページから344ページをお開き下さい。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料4052万5千円及び2項普通徴収保険料2701万7千円は、いずれも被保険者から徴収させていただく保険料になります。広域連合の試算により当町へ通知された保険料総額は6754万1千円で、このうち6割を特別徴収分、4割を普通徴収分に振り分け、収納率100%を見込み、計上しております。なお、滞納繰越分は科目存置です。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1千円は科目存置です。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金412万7千円は、広域連合に納付する事務費負担金346万5千円及びその他事務

費分として66万2千円の合計額となっております。2目保険基盤安定繰入金2154万9千円は、保険料の軽減分に係る繰入金で、広域連合からの通知により計上しております。4款1項1目ともに繰越金1千円は前年同額で計上。5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円は科目存置。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万千円は前年同額。3項1目ともに雑入1千円は科目存置です。

以上が、議案第25号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由でございます。ご審議を賜り原案どおりご決定頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再会 午後 2時10分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第6 議案第26号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第26号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第26号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算について提案理由の説明を申し上げます。令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を次のとおり定めようとするものです。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億457万4千円と定めようとするものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めようとするものです。

事項別明細書の歳出から説明申し上げますので、363ページから364ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費2億652万2千円は、特別養護老人ホームの運営に係る経費で、前年度比32万1千円の増加となっております。以下、説明欄に記載の節ごとに主なものを説明申し上げます。1節報酬から4節共済費までは正職員22名、フルタイム会計年度任用職員5名、パートタイム会計年度任用職員2名にかかる人件費。10節需用費4546万2千円は、施設の運営管理費及び入所者に係る経費となっております。365ページ、366ページをお開きください。11節役務費218万7千円のうち、手数料157万円は、年1回実施しております施設内

カーテンクリーニング料、年6回実施する厨房排水管清掃、年1回実施の一般浴槽循環回路高圧洗浄等に係る手数料、検査料となっております。12節委託料2985万7千円は、施設運営管理委託として4件、事務事業委託として5件、保守点検委託として7件、計16件の業務委託に係る経費で、詳細は別冊委託料一覧をご参照ください。13節使用料及び賃借料206万3千円で、記載の6項目となっております。367ページ、368ページをお開き下さい。2介護サービス事業運営費の351万4千円は臨時的経費を計上しております。10節需用費61万円は 公用車2台にかかる車検整備費用とスタッドレスタイヤの購入にかかる費用です。11節役務費9万8千円は、公用車2台分の車検費用。14節工事請負費181万5千円は恵寿荘エアコン整備工事で、入所者の熱中症対策としてホールに2台、短期入所に2台、合計4台を設置するもので、詳細は予算説明資料をご参照ください。17節備品購入費90万7千円は、施設管理用備品として介護用品や生活用機器を購入するもののほか、居室や静養室など一時的に設置する移動式スポットエアコン2台を購入。昨年備荒資金を活用して購入した業務用洗濯機1台分の償還を計上しています。続いて、2目短期入所生活介護事業費2654万千円、前年度比105万1千円の増加は人件費の増加によるもの。内容は短期入所の運営管理に係る経費で、施設入所と併設ですので、便宜上看護師1名、介護員3名分の人件費と施設管理費用を計上しております。次に369ページ、370ページをお開き下さい。3目通所介護事業費745万3千円で、前年度比75万8千円の減は指定管理料の減であります。12節委託料696万4千円は、デイサービスセンターの運営経費を指定管理料として計上しているもの。続いて371ページ、372ページをお開き下さい。2介護サービス事業運営費の48万9千円は臨時的経費を計上しております。17節備品購入費48万9千円は、デイサービスセンターに設置するエアコン2台分の設置費用を計上しております。続いて373ページ、374ページをお開き下さい。2款公債費、1項公債費、1目元金506万2千円及び2目利子19万7千円は、恵寿荘に係る長期債償還元金利子です。続いて375ページ、376ページをお開き下さい。3款予備費、1項予備費、1目予備費といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。

続いて、歳入について説明申し上げますので、359ページから360ページをお開き下さい。2款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1億3433万8千円は、恵寿荘入所者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分です。定員50人、稼働率95%で計上しております。令和6年度は介護報酬の改定が予定されていますが、従前の単価で積算しており、稼働率の変動とあわせて補正対応と致します。2目居宅介護サービス費収入1591万3千円は、短期入所利用者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分収入で、稼働率につきましては、要介護、要支援を併せ前年度同様の60%を見込んでおります。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入4047万6千円は、特養、ショートステイ及び障害者短期入所の入所者・利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割～3割分と食費、居住費の自己負担分となっております。

3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入2045万7千円は、特養入所者の食費・居住費で、収入階層毎の個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるもの。2目居宅特定介護サービス費収入129万4千円は、短期特定入所者介護サービス費収入で、ショートステイ利用者の食費・居住費に対し、特養同様、差額が補足給付されるものです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、2目一般会計繰入金8639万円は、収支の不足する分を一般会計から繰入するものです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして150万円を計上しております。次に同ページ下段から361ページ、362ページかけて、4款諸収入、1項雑入、1目雑入420万6千円は、主なものとして、施設入所者日常生活費121万3千円、入所者貴重品管理費60万円、デイサービスセンター光熱水費230万3千円などの収入となっております。

以上、議案第26号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第7 議案第27号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第27号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 385ページをお開きください。議案第27号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7138万7千円に定めようとするものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。第2条、地方債の借入を起しますが、後ほど説明を致します。第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定めるものであります。次に地方債の説明をしますので、388ページをお開き願います。第2表、地方債です。起債の目的、施設設備事業債の借り入れであります。消防法の改正により令和7年6月末までにスプリンクラーの設置が義務付けられていることから、国保診療所施設内の必要個所にスプリンクラー設備の設置工事を行う財源として、起債の借入を行うものであります。限度額9680万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記述のとおりであります。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、396ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費1億6968万4千円、397ページをご

覧下さい。説明欄の項目により主な予算内容についてのみ、ご説明させていただきます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、いずれも事務職員に係る人件費。10節需用費2173万4千円。需用費予算のうち、予算金額の大きい光熱水費、主に電気料、燃料費、主に重油の予算削減を図るべく、前年度当初予算対比317万1千円の減としております。398ページをお開き下さい。10節需用費の続きとなります。修繕料については、前年度当初予算対比で50万円増を図り、年々増加する施設や備品の修繕を迅速かつ適時実施できるよう予算を増額しています。12節委託料1237万8千円、施設警備業務委託料など、昨年度と同じ内容で全17業務委託料であります。前年度当初予算対比につきましては、別冊、委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料、コンテンツ配信サービス使用料は、外来患者さんの待ち時間を利用し、外来ロビー2箇所在今后さまざまな医療情報提供などをテレビモニターを通じて配信するための関連予算内容としましては、特定健診やがん検診等のPR、各医師の紹介、その他お知らせを行う予定であります。400ページに移ります。13節使用料及び賃借料の続きとなります。コンテンツ配信サービス端末リース料は、先ほど説明したシステム端末をリースする予算。14節工事請負費1億170万6千円、自動消火設備設置工事は、国保診療所施設内の必要箇所にパッケージ型のスプリンクラーを設置する工事費予算、地下タンク内面FRPライニング工事は、国保診療所施設外の地下埋設の重油タンクについて、設置後50年以上経過していることから消防法に定める地下タンクの内面を補強する工事費予算。18節負担金補助及び交付金131万円、前年度当初予算対比125万6千円の減額となっておりますが、主な理由は、退職手当組合負担金の予算減によるもの。26節公課費212万7千円、前年度当初予算対比98万6千円の減額となっておりますが、消費税及び地方消費税の納付金について、主な課税対象となる健康診断料金やワクチン接種料金のうち、新型コロナワクチン接種料金の収入減が大きく影響しています。以上が総務費の支出予算の説明となります。

次に医業費の支出予算の説明を致しますので、402ページをお開き下さい。2款1項1目ともに医業費3億9564万4千円。403ページをご覧下さい。1節報酬2388万円、出張応援医師報酬は、週末、金曜日夕方～日曜日夕方やゴールデンウィーク、年末年始等の休日診療応援に来て頂く医師個人に支払う報酬、定期診療応援医師報酬は、整形外科医師などの平日に出張応援を頂く個人医師に支払う報酬、出張応援診療放射線技師報酬は、代替技師に依頼する報酬。なお、この報酬については薬剤師等の日額雇用も想定した医療技術職員の個人に支払う報酬の予算も含まれております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、事務職以外の医師や医療技術者の職員に係る人件費。405ページに移ります。10節需用費2250万円、医薬材料費は、入院患者さんや休日夜間の救急患者さん用の医薬品全般、注射液、ワクチン類、血液、酸素など幅広く支出する予算。12節委託料4163万7千円、医事業務委託料など、昨年度と同じ内容で全22業務委託料であります。前年度当初予算対比につきましては、別冊、委託料一覧表をご参照願います。18節負担金補助及び交付金3403万8千円、対前年度比395万9千円減

額しておりますが、主な理由は、退職手当組合負担金の予算減によるもの。407ページに移ります。負担金補助及び交付金の予算のうち、医師出向負担金2469万円については、これまでの連携医療機関への負担金に加え、新年度から国保診療所に医療応援をして頂く各医療機関に対する負担金の予算も含まれております。まず、ピエタ会石狩病院、毎月第一週末、金曜日夕方から日曜日夕方の休日の出張応援診療を対応して頂く事になります。次に、明日佳グループの医師による外来診療コマとして出張応援診療を新年度からスタートすべく、現在、諸準備を取り進めております。内科系の固定医師の定期派遣による外来患者さんの定着化を図りながら、常勤医師の負担軽減も図れるよう派遣日等の協議を現在進めております。併せて在宅訪問診療も視野に入れ、1年をかけその体制を構築したいと考えております。さらに札幌市の松田整形外科記念病院のこれまでの月2回の派遣日を1回増やし合計3回とし、若干ながら整形外科診療の強化を図ります。409ページをお開き下さい。22節償還金利子及び割引料の予算計上については、過去において医療機器の整備をした際、借入した過疎債、合わせて4本の町債元金及び利子償還金。410ページに移ります。4款1項1目予備費、29節予備費30万円については、前年度同額を計上しております。

次に歳入の説明をいたしますので、393ページをお開き願います。款項目を省略し、上から節の主な内容を説明いたします。健診等収入2366万7千円、会社や個人の健康診断、ワクチン接種料金などの収入予算。入院診療収入6405万7千円、入院患者数及び収益について、令和5年度の実績見込みを相当にすべく前年度より711万8千円を減額しております。外来診療収入8712万円、外来患者数や収益等を総合的に考慮しまして、前年度と同じ予算額を計上しております。使用料35万円、入院患者さんから頂く病衣使用料の収入。手数料75万円、診断書や証明書発行収入。委託料300万円、恵寿荘入所者の定期回診等健康状態管理のための医師派遣収入。道補助金2159万6千円、診療所医療技術職員などの人件費を対象とする電源立地地域対策交付金収入を診療所事業特別会計において予算計上するものです。一般会計繰入金1億4699万5千円、診療所事業運営にかかる収入・支出の収支不足分を一般会計から繰入をするものです。国保会計繰入金1億2132万9千円、国保会計を経由して国保特別調整交付金を収入する予算であります。積算根拠であります入院患者数の減少を見込み、前年度当初予算対比で1236万9千円の予算減としております。繰越金500万円、繰越金予算を500万円と致します。雑入72万3千円、自動販売機の設置料収入などがあります。

以上が、議案第27号の提案理由でございます。ご審議を賜り原案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第28号～日程第9 議案第29号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第28号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予

算、日程第9、議案第29号、令和6年度下水道事業会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第28号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。420ページをお開き願います。

まず昨年12月12日、第4回新冠町議会定例会において関係条例の議決いただきましたとおり、地方公営企業法、財務適用を行うこととして経理方法を企業会計に切りかえ予算書を作成しております。なお、本予算書は地方公営企業法施行規則第45条に定める予算様式となっております。また、この度の地方公営企業法の適用は、今後の大きな課題とされる施設等の老朽化による莫大な更新投資の必要性や、急激な人口減少等に伴う料金収入の減少など経営環境の変化への対応が必要であることから、現状の財務情報、損益情報と財政状態を正確に把握、見える化することも目的としております。加えて、法適用化することで社会資本整備総合交付金事業及び企業債等の活用が可能となるため、交付金及び起債を最大限活用し企業会計の運営を行おうとするものでございます。

それでは総則、第1条、令和6年度新冠町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとするものです。令和5年度の実績量をもとに令和6年度の業務の予定量を定めております。第1号、給水戸数2162戸。第2号年間総給水量66万2695立方メートル。第3号、1日平均給水量1815立方メートルといたしております。第4号、必要な建設改良事業につきましては、第一導水ポンプ場ポンプ外更新工事1052万7千円を予定しております。次に収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。収益的収入及び支出とは、その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用で、損益計算はこれに基づいて行われるものです。収入、第1款、簡易水道事業収益総額2億6383万1千円を計上しております。内訳は、第1項、営業収益1億4632万3千円、第2項、営業外収益1億1750万8千円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。次に支出、第1款、簡易水道事業費用総額2億6914万1千円を計上しております。内訳は、第1項、営業費用2億4108万2千円。第2項、営業外費用2238万3千円。第3項、特別損失557万6千円。第4項、予備費10万円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。第3条予算の収入から支出を除くと赤字となりますが、これは減価償却費などの現金を伴わない収入及び支出があるためでございます。次に資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。資本的収入及び支出とは、効果が年度を越えて将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のことで、例えば建設改良・起債償還などがこれにあたります。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5177万5千円は、当年度損益勘定留保資金5177万5千円で補填することとしています。収入、第1款、資本的収入総



額6894万3千円を計上しております。内訳は、第1項、他会計補助金6394万3千円、第2項、その他資本的収入500万円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。421ページに移ります。支出、第1款、資本的支出総額1億2071万8千円を計上しております。内訳は、第1項、建設改良費2534万4千円。第2項、企業債償還金8763万7千円。第3項、固定資産購入費773万7千円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。次に特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額はそれぞれ357万4千円及び493万3千円としております。特例的収入及び支出とは、旧特別会計において出納閉鎖期間に処理をしていたものです。特例的収入及び支出につきまして法適用初年度のみ定めるものでございます。次に債務負担行為、第5条、債務負担行為で債務負担行為をすることができる事項期間及び限度額は次のとおりと定めるものです。上下水道料金システム購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで限度額452万円としております。なお、このたびのシステム購入費は簡水・下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で按分しており当会計では70%分を計上し備荒資金組合譲渡事業を利用するものでございます。次に一時借入金、第6条、一時借入金の限度額を1億円と定めようとするものです。次に予定支出の各項の経費の金額流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は次のとおりと定めるものです。第1号、簡易水道事業費用のうち営業費用営業外費用及び特別損失間の流用。第2号、資本的支出のうち建設改良費及び企業債償還金間の流用として、原則として各款又は各項の間において流用することができないことから、公営企業会計では機動的な経営状況に対応できるよう流用を認め、過不足を調整して執行するということが運用上必要な場合もあるためここに定めるものでございます。次に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものです。流用禁止項目として定められているものは、第1号、職員給与費948万7千円を計上しております。次に他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億601万8千円と定めるものでございます。予算総額としまして、簡易水道事業会計予算の支出総額3億8985万9千円、前年度比1億3674万2千円の増となっておりますが、企業会計では収入と支出の予算額が同一にならないため、特別会計であった前年度と比較することは困難ですが、主な増額の理由としましては、減価償却費を予算化したためでございます。それでは第3条、収益的収入及び支出の収益的支出から予算明細書で説明いたしますので438ページをお開き下さい。収益的支出とは、サービスの提供に要する人件費・物件費等の営業費用、支払利息等の営業外費用、租税及び賞与にかかる特別会計時に支出すべきものの、特別損失また予備費等費用であります。第3条、収益的支出、第1款、簡易水道事業費用2億6914万1千円。第1項、営業費用2

億4108万2千円、1目原水及び浄水費4481万3千円は、水源及び浄水設備に係る維持等に要する費用を計上しております。主な節についての説明とさせていただきます。委託料1036万3千円は、施設維持管理委託料3件及び水質検査業務委託料ほか2件の業務委託料を計上しております。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。次に2目配水及び給水費699万8千円は、配水池配水管、その他浄水の設備給水装置、その他設備に要する費用を計上しております。委託料366万3千円は、新冠節婦地区管路図面作成業務委託ほか3件の業務委託料を計上しています。同じく別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。439ページに移ります。次に、3目受託工事費2866万6千円は、給水装置の新設、修繕等に係る経費を計上しております。材料費25万3千円は新規給水工事申請に伴う一般住宅用メーター器13mm15台分を計上しております。工事請負費2841万3千円は、メーター器使用期限8年を迎えるメーター器交換取付工事を計上しています。別冊、予算補足説明資料の工事請負費一覧を後ほどご覧願います。次に、4目業務費1857万円は、料金の調定集金及び検針その他業務に要する費用を計上しております。印刷製本費46万9千円は、検針票、納付通知書納付通知用封筒等の収納電算帳票等に係る費用を計上しております。委託料1179万1千円は、検針等業務委託及び使用料に関するコンビニ収納委託料を計上しております。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。材料費567万2千円は水道メーター使用期限を迎えるメーター器材料代φ13～50ミリ全262個分の及び施設維持に関する修理用材料を計上しております。次に5目総係費1161万3千円は、事業活動全般に関連する費用を計上しております。給料から法定福利費は人件費職員1名分計上しています。440ページへ移ります。委託料91万円は、電算システム機器保守委託料を計上、下水道会計との事業割合で按分しており、当会計では70%分を計上しております。負担金68万7千円は、主に財務諸表作成負担金27万3千円は公営企業会計移行に伴い、必要となる財務諸表作成に係るもの。北海道自治体情報システム協議会負担金、公営企業会計システム使用に関するもの当会計では70%計上しています。次に、6目の減価償却費1億3042万2千円は令和6年度分減価償却費を計上しております。次に、第2項、営業外費用2238万3千円、1目支払利息及び企業債取扱諸費1266万円、企業債利息1266万円は、水道施設整備事業に係る起債償還利息分を計上しております。次に、2目消費税及び地方消費税972万3千円は、令和7年度申告分消費税納付額を計上します。この消費税は企業会計のため令和6年度実績に対する消費税支払分を計上しております。次に、第3項、特別損失、1目その他特別損失557万6千円。特別損失とは発生の事実が過去の年度に属すると考えられる費用でございます。今回算出したのは消費税分で494万2千円、賞与引当金63万4千円の合計557万6千円を計上しております。令和6年度に精算支払する消費税は、令和5年度の実績により支出することとなりますが、企業会計としては前年度分の扱いとなり支出できないため、特別損失にて予算を計上しております。また、令和6年6月支出の賞与については令和5年12月から令和6年5月ま

での6ヶ月分が対象となり、令和5年12月から令和6年3月までは前年度分の扱いになり、消費税同様、特別損失にて計上しております。次に、第4項予備費、1目予備費10万円は、支出予算が不足した場合に使用することで予備的に計上しております。続きまして、第3条、収益的収入及び支出の収益的収入について説明いたしますので437ページをお開き願います。収益的収入とは、サービス提供の対価としての料金収入を主体とする、営業収益受取利息他会計補助金等の営業外収益の費用でございます。第3条、収益的収入、第1款、簡易水道事業収益2億6383万1千円、第1項、営業収益1億4632万3千円、1目給水収益1億4590万6千円は、現年分の水道使用料を計上しております。次に、2目受託工事収益25万2千円は、一般新築住宅用のメーター器15個分の売払い収入分を計上しております。次に、3目その他の営業収益16万5千円は、内訳としまして給水工事設計審査工事検査手数料15万円は、新築住宅等による給水工事に係る設計検査手数料として15件分見込んでおります。指定給水装置工事事業者指定手数料1万5千円は、事業者指定更新1社分を計上しています。次に、第2項営業外収益1億1750万8千円、1目他会計補助金4207万5千円は、企業会計へ一般会計からの補助金4107万円と消火栓管理等負担金67基分の100万5千円を計上しております。2目長期前受金戻入7543万3千円は、減価償却費が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を毎年度収益として振り分けた金額を計上しています。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的支出について説明いたしますので443ページをお開き願います。資本的支出とは建設改良費企業債償還金等費用とは関係のない支出で現金支出を必要とする費用でございます。第4条、資本的支出、第1款資本的支出1億2071万8千円、第1項建設改良費2534万4千円、1目建設改良費2534万4千円、委託料511万5千円、令和7年度に予定している節婦市街地線節婦小橋架替工事伴い現在橋梁に添架している水道管が支障となるため移設に関する調査実施設計業務委託料を計上しています。工事請負費2022万9千円は、第一導水ポンプ場導水ポンプ外更新工事ほか2件の工事請負費を計上しております。後ほど別冊、予算補足説明資料の委託料及び工事請負費一覧をご覧ください。次に、第2項企業債元金償還金、1目企業債元金償還金、建設企業債元金償還金8763万7千円は、長期債に係る元金償還分を計上しております。次に、第3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費、その他無形固定資産773万7千円は、令和5年度に更新した水道施設集中監視システムの、令和6年度分の償還額772万9千円と令和6年度更新予定の上下水道料金システム購入費8千円を計上しております。予算説明資料311ページを後ほどご覧ください。なお、このたびの料金システム購入費は、簡水・下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で按分しており当会計では70%分を計上しております。上下水道料金システム購入費については債務負担行為、備荒資金組合により購入するため、初年度については利息のみの予算計上となります。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入について説明いたしますので442ページをお開き願います。資本的収入とは他会計からの補助金、建設

改良事業の補助金負担金となります。第4条、資本的収入、第1款資本的収入6894万3千円、第1項他会計補助金6394万3千円は、一般会計からの補助金計上となります。次に、第2項その他資本的収入、その他資本的収入500万円は、資本的支出の建設改良費委託料で説明した、令和7年度予定の、節婦市街地線節婦小橋架替工事に伴う橋梁添架水道管移設調査実施設計業務の補償費として収入を計上しております。以下422ページから436ページは、予算に関する説明資料を添付いたしておりますので、説明を省略させていただきます後ほどご覧願いたいと思います。当会計では令和6年度も災害時に強い水道施設を目指して各施設の計画的整備を行い、一層の経費節減と収納率の向上により経営基盤を強化するとともに、適切な維持管理を行い安全・安心・安定した給水サービスに取り組んでまいります

以上が、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算の提案理由の説明をいたしました。ご審議を賜わり原案のとおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第29号、令和6年度新冠町下水道事業会計予算の提案理由を説明いたしますので、444ページをお開き願います。

議案第29号、令和6年度新冠町下水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。議案第28号での提案理由の説明と重複することにつきましては、省略させていただくことをご了承願います。

それでは総則、第1条、令和6年度新冠町下水道事業会計の予算は次に定めるところによるものです。次に業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとするものです。令和5年度の実績量をもとに令和6年度の業務の予定量を定めております。第1号、接続人口3042人。第2号、年間総処理水量24万3117立方メートル。第3号、1日平均処理水量666立方メートルといたしております。第4号、主要な建設改良事業につきましては、マンホールポンプ機械・電気設備改築実施設計642万4千円を予定しております。次に収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。収入、第1款、下水道事業収益総額1億8095万円を計上しております。内訳は、第1項営業収益4712万8千円、第2項営業外収益1億3382万2千円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。次に、支出、第1款下水道事業費用総額1億7880万5千円を計上しております。内訳は、第1項営業費用1億7026万円、第2項営業外費用707万5千円、第3項特別損失137万円、第4項予備費10万円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。第3条、予算の収入から支出を除くと黒字となっております。次に資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものです。また、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3932万円は、当年度損益勘定留保資金3805万9千円及び当年度末処分利益剰余金126万1千円で補填することとしております。収入、第1款資本的収入総額5368万6千円を計上しております。内訳は、第1項企業債320万円、第2項他会計補助金4727万4千円、第3項国庫補助金321万2千円を計上しており

ます。詳細は、後ほど予算明細書で説明いたします。445ページに移ります。支出、第1款資本的支出総額9300万6千円を計上しております。内訳は、第1項建設改良費672万1千円、第2項企業債償還金7327万4千円、第3項固定資産購入費1301万1千円を計上しております。詳細は後ほど予算明細書で説明いたします。次に特例的収入及び支出、第4条の2地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ235万9千円及び231万6千円としております。また、特例的収入及び支出につきましては、法適用初年度のみ定めるものでございます。次に債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項期間及び限度額は次のとおりと定めるものです。上下水道料金システム購入費、期間は令和6年度から令和10年度まで限度額193万7千円としております。なおこのたびの料金システム購入費は、簡水下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で按分しており当会計では30%分を計上しており、簡易水道事業と同様に備荒資金組合譲渡事業を利用するものであります。次に企業債、第6条、起債の目的限度額起債の方法利率及び償還の方法は、次のとおり定めようとするものです。下水道施設整備事業限度額320万円は、本町No.1マンホールポンプ所外機械電気設備改築実施設計業務委託に係るもの。なお起債の方法利率償還の方法につきましては記載のとおりでございます。次に一時借入金、第7条、一時借入金の限度額を1億円と定めようとするものです。次に予定支出の各項の経費の金額流用、第8条、予定支出の各種の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定めるものです。第1号下水道事業費のうち営業費用営業外費用及び特別損失間の流用、第2号資本的支出のうち建設改良費及び企業債償還金間の流用。446ページをお開き願います。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものです。定めているものは、第1号職員給与費1064万4千円を計上しております。次に他会計からの補助金、第10条、下水道事業運営のため一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は1億871万2千円と定めるものでございます。次に利益剰余金の処分、第11条、当年度利益剰余金のうち126万1千円は、次のとおり処分するものと定めようとするものです。利益剰余金の処分とは、当年度の予算において留保資金を使用しても補てん財源が不足しており、令和6年度の予定損益計算書が黒字となっていることから確実に利益が見込まれる金額であります。第1号第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として126万1千円を計上するものです。なお、第4条では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、予定処分の計上をしております。予算総額としまして、下水道事業会計予算の支出総額2億7181万1千円。前年度比7049万3千円の増。簡易水道事業と同様ですが、企業会計では収入と支出の予算額が同一にならないため、特別会計であった前年度と比較することは困難であります。増額の主な理由は減価償却費を予算化したためのものでございます。

それでは、第3条、収益的収入及び支出の収益的支出から予算明細書で説明いたしますので462ページをお開き願います。第3条、収益的支出、第1款下水道事業費用1億7880万5千円。第1項営業費用1億7026万円、1目管渠費378万9千円は管路の維持に要する経費を計上しています。主な節についての説明とさせていただきます。委託料326万7千円は、管路施設維持管理業務委託料で、下水道管渠内の清掃及びカメラ点検調査業務の委託料を計上しております。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。次に、2目ポンプ場費1760万3千円は、ポンプ場施設の維持管理に要する費用を計上しております。委託料1089万2千円は、ポンプ場管理業務委託料、新冠ポンプ場週2回、マンホールポンプ所週1回の巡回点検、年間1回のマンホールポンプ所槽内の清掃、汚水ポンプ39基オイル交換及び消防設備等保守点検委託料を計上しています。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。次に、3目業務費49万9千円は、料金の調定集金その他業務に要する費用を計上しております。印刷製本費20万1千円は検針票納付書通知用封筒の印刷製本費を計上しております。委託料2万4千円は、コンビニ収納サービス委託料を計上しております。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。次に、4目総係費3792万6千円は、事業全般に関連する費用を計上しております。給料から法定福利費は、人件費職員1名分計上しております。463ページに移ります。委託料39万円は電算システム機器保守委託料を計上しております。別冊、予算補足説明資料の委託料一覧を後ほどご覧願います。負担金2736万円は、主には下水道事業維持管理費負担金2666万2千円は、新ひだか町の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、新ひだか町静内終末処理場に係る維持管理負担金、日本下水道協会負担金ほか負担金を計上しております。次に、5目減価償却費1億1044万3千円は、令和6年度分減価償却費を計上しております。次に、第2項営業外費用707万5千円、464ページへ移ります。1目支払利息及び企業債取扱諸費579万6千円、企業債利息579万6千円は、起債償還利息分を計上しています。2目消費税及び地方消費税127万9千円は、令和7年度申告分消費税納付額を計上しています。この消費税は企業会計のため、令和6年度実績に対する消費税支出分を計上しております。次に、第3項特別損失137万円、1目その他特別損失137万円は、簡易水道事業会計同様、特別損失とは発生の事実が過去の年度に属すると考えられるものでございます。今回算出したのは消費税分64万2千円、賞与引当金72万8千円の合計137万円を計上しております。令和6年度に精算支払する消費税は、令和5年度の実績により支出することとなりますが、企業会計としては前年度分の扱いとなり支出できないため、特別損失にて予算を計上しております。次に、第4項予備費10万円、1目予備費10万円を計上しております。続きまして、第3条、収益的収入及び支出の収益的収入について説明いたしますので、461ページをお開き願います。第3条、収益的収入、第1款下水道事業収益1億8095万円第1項営業収益4712万8千円、1目下水道使用料4711万2千円は、現年分の下水道使用料4381万3千円と施設使用料329万9千円を計上してございます。次に、2

目その他営業収益1万6千円は、手数料1万6千円は、排水設備工事確認検査手数料4件分1万円と排水設備工事責任技術者登録手数料更新者4名分の6千円を計上しております。次に、第2項営業外収益1億3382万2千円、1目他会計補助金6143万8千円を計上しております。次に、2目長期前受金戻入7238万4千円は、減価償却費が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源となった国庫補助金を毎年度収益として振り分けた金額を計上しております。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的支出について説明いたしますので、466ページをお開き願います。第4条、資本的支出、第1款資本的支出9300万6千円、第1項建設改良費672万1千円、1目建設改良費672万1千円、委託料642万4千円は、本町No.1マンホールポンプ所外機械電気設備改築実施設計業務委託で、令和7、8年度分の工事の設計に使用するものでございます。予算説明資料318ページを後ほどご覧願います。工事請負費29万7千円は、公共污水枺設置工事で1箇所分を計上してございます。次に、第2項企業債元金償還金、1目企業債元金償還金建設企業債元金償還金7327万4千円は、長期債に係る元金分償還を計上しております。次に、第3項固定資産購入費1301万1千円、1目無形固定資産購入費1301万1千円、施設利用権1300万7千円は、下水道事業建設費負担金1300万7千円で、新ひだか町の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、静内終末処理場木場町ポンプ場汚水流末幹線等の過年度建設費の起債元利償還額に対しての負担率に基づく支払を行うものでございます。その他無形固定資産4千円は、令和6年度更新する上下水道料金システム購入における、令和6年度分の備荒資金組合償還額8千円を計上してございます。続きまして、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入について説明いたしますので、465ページをお開き願います。第4条、資本的収入、第1款資本的収入5368万6千円、第1項企業債320万円、1目建設改良企業債320万円、建設改良企業債320万円は、445ページ、第6条、企業債で説明した内容でございます。省略させていただきます。次に、第2項他会計補助金4727万4千円、1目他会計補助金4727万4千円は、一般会計からの補助金を計上しております。次に、第3項国庫補助金321万2千円、1目国庫補助金321万2千円は、社会資本整備総合交付金で、本町No.1マンホールポンプ所外機械電気設備改築実施設計業務委託に対する補助金、国費率50%でございます。以下448ページから460ページは、予算に関する説明資料を添付しておりますので後ほどご覧願いたいとお思います。当会計では、令和6年度も災害時に強い下水道施設を目指して、施設の適期適切な維持管理等を行い、効率的な経済的な事業運営に取り組んでまいります。

以上が、令和6年度新冠町下水道事業会計予算の提案理由の説明をいたしました。ご審議を賜わり原案のとおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（氏家良美君） 日程第10、会議案第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第23号から第29号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する、令和6年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第23号から第29号までを付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から第29号までの7件は、ただいま設置されました、令和6年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました令和6年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長互選し、後刻報告願います。

#### ◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後3時12分 閉議）